

## 第14回久慈市議会定例会会議録（第4日）

### 議事日程第4号

平成25年12月18日（水曜日）午後1時30分開議

- 第1 議案第4号、議案第7号、議案第12号、議案第44号、議案第45号、議案第46号、議案第47号、議案第48号、議案第49号、議案第50号、議案第51号、議案第53号、議案第54号、請願受理第8号（総務委員長報告・質疑・討論・採決）
- 第2 議案第52号（総務委員長報告・質疑・討論・採決）
- 第3 議案第6号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第55号、議案第56号、請願受理第9号（教育民生委員長報告・質疑・討論・採決）
- 第4 議案第5号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第29号、議案第30号、議案第31号、議案第32号、議案第34号、議案第35号、議案第36号、議案第37号、議案第38号、議案第39号、議案第40号、議案第41号、議案第42号、議案第57号、議案第58号（産業建設委員長報告・質疑・討論・採決）
- 第5 議案第33号（産業建設委員長報告・質疑・討論・採決）
- 第6 議案第43号（産業建設委員長報告・質疑・討論・採決）
- 第7 議会改革推進の件（議会改革推進特別委員長報告・質疑）
- 第8 議案第1号（質疑・討論・採決）
- 第9 議案第2号（質疑・討論・採決）
- 第10 議案第3号（質疑・討論・採決）
- 第11 発議案第16号（採決）
- 第12 発議案第17号  
提案理由の説明・総括質疑  
委員会付託  
発議案第17号（質疑・討論・採決）

### 第13 議員派遣の件（採決）

#### 会議に付した事件

- 日程第1 議案第4号 集会所条例を廃止する条例  
議案第7号 あっせんの申立てに関し議決を求めることについて  
議案第12号 財産の譲渡に関し議決を求めることについて  
議案第44号 指定管理者の指定に関し議決を求めることについて  
議案第45号 指定管理者の指定に関し議決を求めることについて  
議案第46号 指定管理者の指定に関し議決を求めることについて  
議案第47号 指定管理者の指定に関し議決を求めることについて  
議案第48号 指定管理者の指定に関し議決を求めることについて  
議案第49号 指定管理者の指定に関し議決を求めることについて  
議案第50号 指定管理者の指定に関し議決を求めることについて  
議案第51号 指定管理者の指定に関し議決を求めることについて  
議案第53号 指定管理者の指定に関し議決を求めることについて  
議案第54号 指定管理者の指定に関し議決を求めることについて  
請願受理第8号 特定秘密保護法に反対する請願
- 日程第2 議案第52号 指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第3 議案第6号 久慈市立小中学校設置条例の一部を改正する条例  
議案第13号 指定管理者の指定に関し議決を求めることについて  
議案第14号 指定管理者の指定に関し議決を求めることについて  
議案第15号 指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

ることについて  
議案第16号 指定管理者の指定に関し議決を求め  
ることについて  
議案第17号 指定管理者の指定に関し議決を求め  
ることについて  
議案第18号 指定管理者の指定に関し議決を求め  
ることについて  
議案第19号 指定管理者の指定に関し議決を求め  
ることについて  
議案第55号 指定管理者の指定に関し議決を求め  
ることについて  
議案第56号 指定管理者の指定に関し議決を求め  
ることについて  
請願受理第9号 「所得税法第56条の廃止を求め  
る意見書」採択を求める請願  
日程第4 議案第5号 市営住宅等条例の一部を改  
正する条例  
議案第20号 指定管理者の指定に関し議決を求め  
ることについて  
議案第21号 指定管理者の指定に関し議決を求め  
ることについて  
議案第22号 指定管理者の指定に関し議決を求め  
ることについて  
議案第23号 指定管理者の指定に関し議決を求め  
ることについて  
議案第24号 指定管理者の指定に関し議決を求め  
ることについて  
議案第25号 指定管理者の指定に関し議決を求め  
ることについて  
議案第26号 指定管理者の指定に関し議決を求め  
ることについて  
議案第27号 指定管理者の指定に関し議決を求め  
ることについて  
議案第28号 指定管理者の指定に関し議決を求め  
ることについて  
議案第29号 指定管理者の指定に関し議決を求め  
ることについて  
議案第30号 指定管理者の指定に関し議決を求め  
ることについて  
議案第31号 指定管理者の指定に関し議決を求め  
ることについて  
議案第32号 指定管理者の指定に関し議決を求め

ることについて  
議案第34号 指定管理者の指定に関し議決を求め  
ることについて  
議案第35号 指定管理者の指定に関し議決を求め  
ることについて  
議案第36号 指定管理者の指定に関し議決を求め  
ることについて  
議案第37号 指定管理者の指定に関し議決を求め  
ることについて  
議案第38号 指定管理者の指定に関し議決を求め  
ることについて  
議案第39号 指定管理者の指定に関し議決を求め  
ることについて  
議案第40号 指定管理者の指定に関し議決を求め  
ることについて  
議案第41号 指定管理者の指定に関し議決を求め  
ることについて  
議案第42号 指定管理者の指定に関し議決を求め  
ることについて  
議案第57号 小袖漁港区域内の公有水面の埋立て  
についての意見に関し議決を求めることについ  
て  
議案第58号 市道路線の変更に関し議決を求め  
ることについて  
日程第5 議案第33号 指定管理者の指定に関し議  
決を求めることについて  
日程第6 議案第43号 指定管理者の指定に関し議  
決を求めることについて  
日程第7 議会改革推進の件  
日程第8 議案第1号 平成25年度久慈市一般会計  
補正予算(第4号)  
日程第9 議案第2号 平成25年度久慈市公共下水  
道事業特別会計補正予算(第2号)  
日程第10 議案第3号 平成25年度久慈市水道事業  
会計補正予算(第1号)  
日程第11 発議案第16号 所得税法第56条の廃止を  
求める意見書の提出について  
日程第12 発議案第17号 特定秘密の保護に関する  
法律の拙速な成立に抗議し法律の抜本的な見直  
しを求める意見書の提出について  
日程第13 議員派遣の件

出席議員（24名）

- 1 番 梶 谷 武 由君 2 番 下川原 光 昭君
- 3 番 藤 島 文 男君 4 番 上 山 昭 彦君
- 5 番 泉 川 博 明君 6 番 木ノ下 祐 治君
- 7 番 畑 中 勇 吉君 8 番 砂 川 利 男君
- 9 番 山 口 健 一君 10 番 桑 田 鉄 男君
- 11 番 澤 里 富 雄君 12 番 中 平 浩 志君
- 13 番 小 柳 正 人君 14 番 堀 崎 松 男君
- 15 番 小 倉 建 一君 16 番 小野寺 勝 也君
- 17 番 城 内 仲 悦君 18 番 下 館 祥 二君
- 19 番 中 塚 佳 男君 20 番 八重櫻 友 夫君
- 21 番 高屋敷 英 則君 22 番 宮 澤 憲 司君
- 23 番 大 沢 俊 光君 24 番 濱 欠 明 宏君

欠席議員（なし）

事務局職員出席者

- 事務局長 一田 昭彦 事務局次長 嵯峨 一郎
- 庶務グループ 高畑 伸一 議事グループ 田高 慎
- 総括主査 長内 紳悟
- 議事グループ 主 任

説明のための出席者

- 市 長 山内 隆文君 副 市 長 外館 正敏君
- 副 市 長 星 文雄君 総 務 部 長 菅原 慶一君
- 総務部付部長 大湊 清信君 総合政策部長 中居 正剛君
- 総合政策部付部長 晴山 真澄君 市民生活部長 澤口 道夫君
- 健康福祉部長 (兼 福祉事務局長) 砂子 勇君 農林水産部長 村上 章君
- 産業振興部長 澤里 充男君 (兼 水道事務局長) 建設部長 小上 一治君
- 山形総合支所長 中新井田欣也君 教育委員長 鹿糠 敏文君
- 教 育 長 亀田 公明君 教 育 次 長 小倉 隆喜君
- 選挙管理委員会 委員 長 谷地末太郎君 監 査 委 員 石渡 高雄君
- 農業委員会会長 宇部 繁君 総務部総務課長 (併 選挙事務局長) 久慈 清悦君
- 農 業 委 員 会 事 務 局 長 泉澤 民義君 教 育 委 員 会 総務学事課長 米澤 喜三君
- 監査委員事務局長 松本 賢君

午後1時30分 開議

○議長（八重櫻友夫君） ただいまから、本日の会議を開きます。

諸般の報告

○議長（八重櫻友夫君） 諸般の報告をいたします。  
議員発議案1件及び当職からの提出議案1件をお手元に配付してあります。

〔参 考〕  
発議案第16号  
所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出について  
上記の議案を別紙のとおり、久慈市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成25年12月18日提出

久慈市議会議長 八重櫻 友 夫 様

- 提出者 久慈市議会議員 小野寺勝也
- 提出者 久慈市議会議員 澤里 富雄
- 提出者 久慈市議会議員 堀崎 松男
- 提出者 久慈市議会議員 小倉 建一
- 提出者 久慈市議会議員 桑田 鉄男

所得税法第56条の廃止を求める意見書

これまで我が国の中小零細商工業者は、地域経済の担い手として日本経済の発展に大きく貢献してきた。その中小零細業者を支えている家族従業者の「働き分」（自家労賃）は、所得税法第56条において、「配偶者とその他の家族が事業に従事したとき、その対価の支払いは必要経費に参入しない」（条文要旨）と規定しており、必要経費として認められていない。

事業主の所得から控除される家族従業者の働き分は、配偶者の場合86万円、その他の家族の場合は50万円であり、家族従業者はこのわずかな控除が所得とみなされる。このため、社会的に自立できない状況となっており、家業を手伝いたくても手伝えないなど、後継者不足に拍車をかけている。

税法上では、青色申告にすれば給料を経費に計上することができるが、同じ労働に対して、青色と白色で差を付ける申告制度自体に不公平感がある。

ドイツ、フランス、アメリカなど世界の先進主要国では、「自家労賃を必要経費」としている中、国連などから見直しを求める声も出ている。

税法上も、民法、労働法や社会保障上でも家族従業者の人権保障の基礎を作るためにも、所得税法第56条を廃止することを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成25年12月18日

岩手県久慈市議会

議長 八重櫻 友 夫

衆議院議長 殿  
参議院議長 殿  
内閣総理大臣 殿  
財務大臣 殿  
厚生労働大臣 殿

~~~~~

日程第1 議案第4号、議案第7号、議案第12号、議案第44号、議案第45号、議案第46号、議案第47号、議案第48号、議案第49号、議案第50号、議案第51号、議案第53号、議案第54号、請願受理第8号

○議長（八重櫻友夫君） これより、本日の議事日程に入ります。

日程第1、議案第4号、議案第7号、議案第12号、議案第44号から議案第51号まで、議案第53号、議案第54号及び請願受理第8号の14件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。砂川総務委員長。

〔総務常任委員長砂川利男君登壇〕

○総務常任委員長（砂川利男君） 本定例会において総務委員会に付託されました議案14件及び請願1件の合計15件について、去る12月13日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その概要と結果についてご報告いたします。

なお、委員会では審査に先立ち、議案第4号及び議案第12号に係る半崎集会所、並びに「指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」の議案11件のうち、議案第52号及び議案第53号の2件について現地調査を実施したところであります。

それでは最初に、議案第4号、議案第7号、議案第12号、議案第44号から議案第51号まで、議案第53号、議案第54号及び請願受理第8号の14件について申し上げます。

最初に、議案第4号「集会所条例を廃止する条例」及び議案第12号「財産の譲渡に関し議決を求めることについて」であります。本案2件は半崎集会所に係る案件でありますので一括審査したところであります。

まず、議案第4号「集会所条例を廃止する条例」は、半崎集会所を半崎町内会に無償譲渡することに伴い、平成26年3月31日をもって廃止しようとするものであります。半崎集会所は、石油貯蔵施設立地対策等交付

金事業を活用して昭和63年3月に完成し、同年4月に集会所条例を施行して半崎町内会と無償の管理業務委託契約を締結し、供用を開始したところであります。また、平成18年4月1日から指定管理者制度に移行し、半崎町内会へ無償で管理業務を委託しており、その期間は平成26年3月31日をもって終了する予定であることから、委託期間の終了に合わせて半崎集会所を廃止しようとするものであります。

次に、議案第12号「財産の譲渡に関し議決を求めることについて」であります。本案は、平成26年4月1日をもって半崎町内会に半崎集会所を無償譲渡しようとするものであります。半崎集会所は、現在、主に半崎町内会の活動などに利用されていること、また、石油貯蔵施設立地対策等交付金における財産処分制限期間が平成24年3月31日をもって終了していることから、地域の主体的な活動の用に供するため無償譲渡しようとするものであるとの説明がありました。

以下、審査の概要について申し上げます。

まず、集会所の土地は無償貸し付けとしたいとのことであるが、建物と同様に無償譲渡とはならないのかとただしたのに対し、これまで保育園等の譲渡については無償貸し付けとしているところであり、本件についても同様に取り扱いたいとの答弁がありました。

また、譲渡後は類似公民館として位置づけて施設の改修などの助成制度が活用できるようにすべきであるとただしたのに対し、類似公民館の認定に向けて町内会と協議を進めてまいりたいとの答弁がありました。

そのほか、石油貯蔵施設立地対策等交付金の活用状況、施設の維持管理状況などについて質疑、答弁が交わされたところであります。

採決の結果、議案第4号及び議案第12号は、いずれも全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号「あっせんの申し立てに関し議決を求めることについて」申し上げます。

本案は、東京電力株式会社原子力発電所事故による損害賠償請求に係る、あっせんの申し立てをしようとするものであります。原子力発電所事故の放射性物質による影響対策に要した費用については岩手県及び県内市町村等とともに東京電力株式会社に損害賠償を求めてきたところでありますが、これに応じないことか

ら、原子力損害賠償紛争解決センターに、あっせんの申し立てをしようとするものであるとの当局の説明がありました。

以下、審査の概要について申し上げます。

まず、あっせんによって事態が進展する可能性はあるのかとただしたのに対し、あっせんの手続は、和解の仲介について法律により設置された原子力損害賠償紛争解決センターに申し立てるものであり、県などと連携して進めてまいりたいとの答弁がありました。

また、市と東京電力との直接協議の状況についてただしたのに対し、本年7月に東京電力と協議したが、東京電力では一定の基準を設けており、賠償は難しいとの話を受けているとの答弁がありました。

そのほか、請求の内容、県及び県内市町村等の賠償請求額などについて質疑、答弁が交わされたところがあります。

採決の結果、議案第7号は、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第44号から議案第46号まで、議案第48号及び議案第49号「指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」申し上げます。

本案5件は、いずれも地域農村センター条例により設置された山形町に係る地域コミュニティ施設でありますので一括審査したところであります。

議案第44号の荷軽部地区集落センターは荷軽部自治会、議案第45号の小国地区多目的集会施設は小国自治会、議案第46号の来内地区集落センターは来内自治会、議案第48号のつなぎ地区消防コミュニティセンターは繫自治会、及び議案第49号の戸呂町地区集落センターは戸呂町自治会にそれぞれ指定しようとするものであり、指定期間を5年と定めたほか、応募方法、評価・審査方法など、指定管理者決定までの経過について当局からの説明がありました。

以下、審査の概要について申し上げます。

まず、繫地区の施設は消防がかかわっているようだが、管理運営についてただしたのに対し、当該施設は消防屯所と併設されており、屯所については消防団が管理しているとの答弁がありました。

また、合併協議にかかわり類似公民館としての旧市村の整合性についてただしたところ、方向は明確に決まっていないが、今後、関係機関と検討していかなければならないとの答弁がありました。

そのほか、施設の土地所有者、施設の建設時期、人件費の内容などについて質疑、答弁が交わされたところでもあります。

採決の結果、議案第44号から議案第46号まで、議案第48号及び議案第49号の5件については、いずれも全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第47号「指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」申し上げます。

本案は、霜畑農村健康増進センターの指定管理者に特定非営利活動法人やまがた・文化スポーツNPOを指定しようとするものであり、指定期間を5年と定めたほか、応募方法、評価・審査方法など、指定管理者決定までの経過について当局からの説明がありました。

以下、審査の概要について申し上げます。

非常勤職員の雇用状況についてただしたのに対し、管理者及び事務員は当該NPOの職員で、プール監視員は地元から採用しているとの答弁がありました。

また、人件費の内容についてただしたのに対し、人件費はプール監視員5名分で、雇用期間は48日となっているとの答弁がありました。

そのほか、施設の利用状況などについて質疑、答弁が交わされたところでもあります。

採決の結果、議案第47号は、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第50号「指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」申し上げます。

本案は、久慈市短角牛基幹牧場の指定管理者に新岩手農業協同組合を指定しようとするものであり、指定期間を5年と定めたほか、応募方法、評価・審査方法など、指定管理者決定までの経過について当局からの説明がありました。

以下、審査の概要について申し上げます。

まず、放牧頭数と監視人の従事期間についてただしたのに対し、放牧は雌牛143頭、種牛2頭で、従事期間は5月10日ころから10月18日ころまでとなっているとの答弁がありました。

また、東京電力株式会社原子力発電所事故による放射性物質の影響についてただしたのに対し、放射性物質は国で定める基準値以下となっており除染は行っていないとの答弁がありました。

そのほか、今後の施設の整備予定などについて質疑、答弁が交わされたところでもあります。

採決の結果、議案第50号は、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第51号「指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」申し上げます。

本案は、山村広場の指定管理者に特定非営利活動法人やまがた・文化スポーツNPOを指定しようとするものであり、指定期間を5年と定めたほか、応募方法、評価・審査方法など、指定管理者決定までの経過について当局からの説明がありました。

以下、審査の概要について申し上げます。

まず、グラウンドの概要についてただしたのに対し、面積は3万1,974平方メートルで、そのうちグラウンド部分は8,645平方メートルであり、野球、ゲートボールができる運動場であるとの答弁がありました。

指定管理料が現在より減少する理由についてただしたのに対し、現在、施設の傷害保険料は指定管理者が負担しているが、今回は市で負担することにより減少となるものであるとの答弁がありました。

そのほか、施設整備に至った経過などについて質疑、答弁が交わされたところであります。

採決の結果、議案第51号は、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第53号「指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」申し上げます。

本案は、久慈市ふるさと物産センターの指定管理者に有限会社ガタゴン企画を指定しようとするものであり、指定期間を5年と定めたほか、応募方法、評価・審査方法など、指定管理者決定までの経過について当局からの説明がありました。

以下、審査の概要を申し上げます。

まず、新たな事業としてプロジェクターの活用があるが、この内容についてただしたのに対し、施設の2階スペースで画像による地域の情報を提供したいとの答弁がありました。

また、物品の陳列や色彩を工夫することについてただしたのに対し、指定管理者と相談して、より良い施設になるよう進めたいとの答弁がありました。

そのほか、ガタゴンの歴史、施設の外観修繕などについて質疑、答弁が交わされたところであります。

採決の結果、議案第53号は、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第54号「指定管理者の指定に関し議決を

求めることについて」申し上げます。

本案は、戸呂町産直施設の指定管理者に戸呂町自治会を指定しようとするものであり、指定期間を5年と定めたほか、応募方法、評価・審査方法など、指定管理者決定までの経過について当局からの説明がありました。

以下、審査の概要について申し上げます。

まず、当該施設整備の財源についてただしたのに対し、過疎債と市町村総合補助金を活用したとの答弁がありました。

また、旧久慈市内における同様な産直施設の整備手法についてただしたのに対し、農業関係の産直施設整備に補助メニューがあると思うので運営団体などの方向性が明確になるのであれば整備は可能であるとの答弁がありました。

採決の結果、議案第54号は、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

請願受理第8号「特定秘密保護法に反対する請願」について申し上げます。

本請願は、特定秘密の保護に関する法律について政府が特定秘密を恣意的に指定できるようにするもので、国民の知る権利、表現・言論の自由、報道・取材の自由を著しく制限しかねないものであり、国会及び政府関係機関に、特定秘密保護法に反対する意見書の提出を求めるものであります。

なお、審査に当たっては請願者から出席をいただき、詳細な説明を受け、質疑を行ったところであります。

以下、審査の概要について申し上げます。

まず、国会審議が拙速に行われたとの印象はあるが、法案が可決、公布され、今後、政府は問題点を整理しながら国民の心配を解消したいと話していることについて尋ねたところ、総理は心配される点についてこれから説明するというスタンスであり、これが問題である。特に、司法に携わる日本弁護士連合会が反対の声明を出すなど、国民は多くの問題点があること自体を知らないままに法案が成立したことが一番の問題ではないかと思っているとの答弁がありました。

また、総理は法律の施行までに恣意的な秘密はできないようにすると明言しているが、法律が公布された現時点での考えについて尋ねたところ、市議会に請願書を提出したときは国会で法案が審議中であつたが、現在は法案が成立、公布となった。このような状況で

市議会が法律に反対する意見書を提出することについては議論があると思うが、岩手県議会でも法案が成立後に法律の拙速な成立に抗議し、抜本的な見直しを求める意見書を提出しており、問題を抱えている法律については多くの声を上げていかなければならないと考えているとの答弁がありました。

このほか、請願書の文言上の整合性については、国会で法案が審議中に提出された請願書であり、請願者に対する敬意と請願の趣旨を最大限尊重する考え方で議論したところであります。

採決の結果、本請願は、賛成少数により不採択すべきものと決しました。

以上、付託されました15件のうち14件について報告を終わります。

○議長（八重櫻友夫君） ただいまの委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を打ち切ります。

次に、討論であります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） 討論なしと認めます。

それでは、採決いたします。議案第4号「集会所条例を廃止する条例」、議案第7号「あっせんの申し立てに関し議決を求めることについて」、議案第12号「財産の譲渡に関し議決を求めることについて」、及び議案第44号から議案第51号まで、議案第53号、議案第54号の「指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」の10件、計、議案13件は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（八重櫻友夫君） 起立全員であります。よって、議案第4号、議案第7号、議案第12号、議案第44号から議案第51号まで、議案第53号及び議案第54号の以上13件は原案のとおり可決されました。

次に、請願受理第8号「特定秘密保護法に反対する請願」について採決いたします。本請願に対する委員長の報告は不採択であります。本請願「特定秘密保護法に反対する請願」を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（八重櫻友夫君） 起立少数であります。よって、請願受理第8号は不採択とすることに決定いたし

ました。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） 16番小野寺勝也君。

○16番（小野寺勝也君） ただいま特定秘密保護法に反対する請願は不採択となったところであります。大変残念であります。つきましては、この法律の重大性に鑑みて、改めて特定秘密保護に関する法律の拙速な成立に抗議をし、法律の抜本的な見直しを求める意見書の提出について議員発議により提出したいと思いますので、休憩のお取り計らいをお願いするものであります。

○議長（八重櫻友夫君） 暫時休憩いたします。再開は追って通知いたします。

午後1時51分 休憩

午後2時15分 再開

○議長（八重櫻友夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

発議案の提出があり、お手元に発議案第17号を配付してあります。

〔参 考〕

発議案第17号

特定秘密の保護に関する法律の拙速な成立に抗議し法律の抜本的な見直しを求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり、久慈市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成25年12月18日提出

久慈市議会議長 八重櫻 友 夫 様

提出者 久慈市議会議員 梶谷 武由

提出者 久慈市議会議員 小野寺勝也

提出者 久慈市議会議員 小倉 建一

提出者 久慈市議会議員 城内 仲悦

特定秘密の保護に関する法律の拙速な成立に抗議し法律の抜本的な見直しを求める意見書

去る12月6日、参議院本会議において特定秘密の保護に関する法律（以下「法律」という。）は、極めて拙速な国会審議により可決・成立した。

この法律では特定秘密に関して、防衛、外交、特定有害活動の防止、テロリズムの防止の4分野の中で、

行政機関の長が指定することとしているが、その秘密の定義があいまいであり、歯止めなく拡大解釈されるおそれがある。また、国から独立し、秘密指定や運用などの妥当性のチェックを行う第三者機関の設置についても、12月4日の党首討論での首相答弁において「保全監視委員会」の設置が示されたが、あくまで政府内組織であり、いまだその客観性は担保されていない。

もとより、国が我が国の安全保障のため、秘密を指定する必要があることについては、これを全面的に否定するものではない。

しかしながら、国民の知る権利を守るためには、国民が求めた文書の公開範囲の拡大や、取材・報道の自由を保障する必要があるとともに、第三者機関において、秘密に関する明確な基準を策定し、その範囲を必要最小限にとどめ、適正な管理に努めることが欠かせない。このままでは、行政機関による恣意的な秘密指定や運用がされ、秘密の指定期間も恒久化される危険性も高い。

さらに、国会との関係においては、行政機関の長の判断で国会への情報提供が拒否された場合、国政調査権の機能が発揮されないばかりか、特定秘密として指定された事項については国会の秘密会開催が要件とされるなど、調査・審議における重大な制約となる。

よって、国においては、民主主義の根幹にかかわり、人権を大きく制約しかねないこの法律が、拙速な国会審議により成立したことについて抗議するとともに、この法律を抜本的に見直すよう強く要望する。

上記のとおり地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月18日

岩手県久慈市議会  
議長 八重櫻 友 夫

|                    |   |
|--------------------|---|
| 衆議院議長              | 殿 |
| 参議院議長              | 殿 |
| 内閣総理大臣             | 殿 |
| 総務大臣               | 殿 |
| 法務大臣               | 殿 |
| 外務大臣               | 殿 |
| 内閣官房長官             | 殿 |
| 国家公安委員長            | 殿 |
| 内閣府特命担当大臣（少子化対策担当） | 殿 |

○議長（八重櫻友夫君） 本発議案は所定の発議者がありますので成立しております。

議事日程第4号に関し、議会運営委員長の報告を求めます。小柳議会運営委員長。

〔議会運営委員長小柳正人君登壇〕

○議会運営委員長（小柳正人君） 先ほど議会運営委員会を開催し、協議をいたしましたので、その結果をご報告申し上げます。

議員発議案の提出がありましたことから、日程第12、議員派遣の件を日程第13とし、日程第12、発議案第17号を新たに追加することに決定いたしました。

以上、ご報告いたします。

○議長（八重櫻友夫君） お諮りいたします。先ほどの発議案第17号につきましては、ただいまの委員長報告のとおり議事日程を追加するとともに、日程の順序を変更し、委員会の付託を省略し、本日、日程第12において審議することしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

日程第2 議案第52号

○議長（八重櫻友夫君） 日程第2、議案第52号を議題といたします。

この際、地方自治法第117条の規定により、下館祥二君の退席を求めます。

〔18番下館祥二君退席〕

○議長（八重櫻友夫君） 本件に関し、委員長の報告を求めます。砂川総務委員長。

〔総務常任委員長砂川利男君登壇〕

○総務常任委員長（砂川利男君） 議案第52号「指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」申し上げます。

本案は、総合案内施設、平庭高原パークゴルフ場、センターハウス平庭山荘、旅行村コテージ、平庭高原スキー場及び平庭高原キャンプ場の指定管理者に平庭観光開発株式会社を指定しようとするものであり、指定期間を5年と定めたほか、応募方法、評価・審査方法など、指定管理者決定までの経過について当局からの説明がありました。



以下、審査の概要を申し上げます。

まず、平庭山荘は、岩手県及び久慈市、並びに平庭観光開発株式会社がそれぞれ区分所有する施設であり、他の団体は指定管理できないのではないかとただしたところ、募集方法は一般公募としており特定の団体を限定しているものではないとの答弁がありました。

また、平庭山荘宿泊施設の廊下の敷物が摩耗しており交換すべきではないかとただしたところ、大規模な修繕は市で行うこととなっていることから予算化できるよう努めてまいりたいとの答弁がありました。

そのほか、施設の一体的な管理の推進などについて質疑、答弁が交わされたところでありました。

採決の結果、議案第52号は、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（八重櫻友夫君） ただいまの委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を打ち切ります。

次に、討論であります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） 討論なしと認めます。

それでは、採決いたします。議案第52号「指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（八重櫻友夫君） 起立全員であります。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

下館祥二君の入場を許します。

〔18番下館祥二君入場〕

~~~~~

日程第3 議案第6号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第55号、議案第56号、請願受理第9号

○議長（八重櫻友夫君） 日程第3、議案第6号、議案第13号から議案第19号まで、議案第55号、議案第56号及び請願受理第9号の11件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。下川原教育民生委員長。

〔教育民生常任委員長下川原光昭君登壇〕

○教育民生常任委員長（下川原光昭君） 本定例会において教育民生委員会に付託されました議案10件、請願1件について、去る12月13日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その概要と結果についてご報告申し上げます。

なお、議案第13号、議案第14号、議案第18号及び議案第55号の審査の参考とするため、現地調査を実施したところでありました。

初めに、議案第6号「久慈市立小中学校設置条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

本案は、山根小学校及び山根中学校を平成26年3月31日をもって廃止し、同年4月1日から、山根小学校は小久慈小学校と、山根中学校は長内中学校と、それぞれを統合しようとするものであるとの説明がありました。

以下、審査の概要について申し上げます。

統合に当たって地元住民から出された要望・意見について、どのようなものがあつたのかただしたのに対し、町内全域の地域振興や教育振興、郷土芸能の継承及びスクールバスの住民利用について考慮していただきたいなどの要望が行政連絡区長から出されたとの答弁がありました。

そのほか、児童・生徒の心のケアについて、部活動終了後のスクールバスの運行について、学校再編の方針について、複式学級の基準についてなどの質疑、答弁が交わされたところでありました。

採決の結果、議案第6号は、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、当委員会に付託された指定管理に関する議案9件について申し上げます。

この9件の議案につきましては、最初に、施設選定の経過、指定管理者の候補者決定までの経過、指定管理期間、募集方法等について当局から説明を受けたところでありました。

まず、議案第13号「指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」申し上げます。

本案は、福祉の村屋内温水プールについて、現在の指定管理者である社会福祉法人久慈市社会福祉協議会を指定管理者に指定しようとするものであります。

審査の中では、指定管理者の指定に当たり、反省点、改善事項など、これまでの指定に対し総括的な評価がなされたかとの質問に対し、それぞれの施設の運営に

精通した事業者が指定されていると考えており、専門的な部分を活用してサービスの向上につながっているとの答弁がありました。

そのほか、指定管理者の決定に至った主な要因、代表団体と構成団体との契約関係などについて質疑、答弁が交わされたところでもあります。

採決の結果、議案第13号は、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号、議案第15号、議案第16号及び議案第17号「指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」申し上げます。

議案第14号は、屋内温水プールを除く福祉の村について、現在の指定管理者である社会福祉法人久慈市社会福祉協議会を指定管理者に指定しようとするものです。

議案第15号は、大川目地区デイサービスセンター、久慈市立養寿荘、久慈市立特別養護老人ホームぎんたらず久慈及び久慈老人福祉センターについて、現在の指定管理者である社会福祉法人久慈市社会福祉事業団を指定管理者に指定しようとするものです。

議案第16号は、山形老人福祉センターについて、現在の指定管理者である社会福祉法人久慈市社会福祉協議会を指定管理者に指定しようとするものです。

議案第17号は、久慈市高齢者生活福祉センターについて、現在の指定管理者である社会福祉法人山形福祉会を指定管理者に指定しようとするものです。

これらの議案につきましては一括して説明、質疑応答を行ったところでもあります。

審査の中では、介護施設の収支予算で剰余金が出る見込みであるが、その取り扱いについてただしたのに対し、介護施設は介護保険事業として運営され、指定管理に係る受託料はゼロであり、介護報酬額の変動要因等もあり、一定の積み立て等を行いながら運営されているとの答弁がありました。

そのほか、久慈市社会福祉事業団の積立金について、施設の修繕について、臨時職員等の正職員化についてなどの質疑、答弁が交わされたところでもあります。

採決の結果、議案第14号、議案第15号、議案第16号及び議案第17号は、いずれの議案も全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号「指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」申し上げます。

本案は、元気の泉デイサービスセンター、山根地区デイサービスセンター、宇部地区デイサービスセンターについて、現在の指定管理者である社会福祉法人久慈市社会福祉事業団を指定管理者に指定しようとするものです。

審査の中では、サービス利用者が希望どおりの施設を利用できているのか、住居地区ごとに分類されているのかについてただしたのに対し、施設はケアマネージャーがケアプランを作成する際に利用者の希望を聞きながら決定されるが、現在のところデイサービスの定員のほうが利用者よりも少ない状態ではないと認識している。また、地域ごとで施設を決定する取り決め等はないとの答弁がありました。

そのほか、光熱水費の負担割合について、サービスの利用状況について、元気の泉施設中庭の有効活用についてなどの質疑、答弁が交わされたところでもあります。

採決の結果、議案第18号は、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号「指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」申し上げます。

本案は、山形地区デイサービスセンターについて、現在の指定管理者である社会福祉法人山形福祉会を指定管理者に指定しようとするものです。

採決の結果、議案第19号は、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第55号「指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」申し上げます。

本案は、久慈市民体育館、久慈市第二体育館、久慈市民柔剣道場、久慈市民弓道場、久慈市民庭球場、久慈総合運動場、久慈市民相撲場、久慈市民マレットゴルフ場、久慈市民総合プール、久慈市侍浜地区プール、久慈市小久慈地区プール、久慈市大川目地区プール、久慈市宇部地区プール、久慈市農村環境改善センタープールについて、現在の指定管理者である社団法人久慈市体育協会を指定管理者に指定しようとするものです。

審査の中では、申請があった二つの団体の主な相違点はどこであったのかとただしたのに対し、第1位の団体は、実践を踏まえた改善策や今後の抱負など提案内容に具体性があり、かつ、競技力向上や健康スポーツ事業に取り組む意欲があったとの答弁がありました。

そのほか、久慈市体育協会の法人移行について、新規参入の機会について、指定管理者制度と市のスポーツ振興策等との整合についてなどの質疑、答弁が交わされたところであります。

採決の結果、議案第55号は、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第56号「指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」申し上げます。

本案は、久慈市屋内ゲートボール場、久慈市山形B & G海洋センターについて、現在の指定管理者である特定非営利活動法人やまがた文化・スポーツNPOを指定管理者に指定しようとするものであります。

採決の結果、議案第56号は、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願受理第9号「「所得税法第56条の廃止を求める意見書」採択を求める請願」について申し上げます。

本請願は、中小事業者を支えている家族従業員の働き分は、所得税法第56条「配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に参入しない」により、必要経費として認められていない。事業主の所得から控除される働き分は、配偶者で86万円、家族の場合で50万円に過ぎず、家族従業員は社会的にも経済的にも自立できず、後継者不足の要因ともなっている。よって、所得税法第56条を廃止してほしいというのが請願の趣旨であり、政府関係機関に対し所得税法第56条の廃止を求める意見書を提出してほしいというものであります。

審査に当たりましたは請願者からも出席をいただいて質疑を行ったところであります。

以下、審査の概要について申し上げます。

現在、日本の制度として青色申告制度があるわけだが、この制度を使った場合と使わなかった場合において、どの程度の差額があると思うかと尋ねたのに対し、差額は家族従業員の働き分そのものであるとの説明がありました。

そのほか、青色申告制度を利用しない理由について、青色申告と白色申告の違いについて、記帳の義務についてなどの質疑、説明が交わされたところであります。

採決の結果、請願受理第9号は、全員異議なく採択すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（八重櫻友夫君） ただいまの委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を打ち切ります。

次に、討論であります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） 討論なしと認めます。

それでは、採決いたします。議案第6号「久慈市立小中学校設置条例の一部を改正する条例」、議案第13号から議案第19号まで、議案第55号及び議案第56号の「指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」の9議案、計、議案10件は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（八重櫻友夫君） 起立全員であります。よって、議案第6号、議案第13号から議案第19号まで、議案第55号及び議案第56号の以上10件は原案のとおり可決されました。

次に、請願受理第9号「「所得税法第56条の廃止を求める意見書」採択を求める請願」について採決いたします。本請願は、委員長の報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（八重櫻友夫君） 起立全員であります。よって、請願受理第9号は採択と決定いたしました。

~~~~~

日程第4 議案第5号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第29号、議案第30号、議案第31号、議案第32号、議案第34号、議案第35号、議案第36号、議案第37号、議案第38号、議案第39号、議案第40号、議案第41号、議案第42号、議案第57号、議案第58号

○議長（八重櫻友夫君） 日程第4、議案第5号、議案第20号から議案第32号まで、議案第34号から議案第42号まで、議案第57号及び議案第58号までの25件を議題といたします。

以上に関し、委員長の報告を求めます。木ノ下産業建設委員長。

〔産業建設常任委員長木ノ下祐治君登壇〕

○産業建設常任委員長（木ノ下祐治君） 本定例会に

において、産業建設委員会に付託されました議案27件について、去る12月13日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その概要と結果について報告いたします。

なお、委員会では審査に当たり、議案第5号、議案第43号、議案第57号及び議案第58号の4件について現地調査を実施したところであります。

初めに、議案第5号「市営住宅等条例の一部を改正する条例」について申し上げます。本条例は、東日本大震災により住宅を滅失された世帯等の住居の確保を図るために整備を進めている久喜地区災害公営住宅が12月下旬に完成見込みとなったことから、市営住宅として設置しようとするものであります。

また、老人、身体障害者等、あわせて特に住居の安定を図る必要がある者として条例中で引用している「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第1条第2項に規定する被害者に関し、法改正によって被害者の範囲が拡大され、また、これに伴い、法の名称改正も行われたことから所要の整理をしようとするものであります。

具体的な内容であります。第3条市営住宅等の設置に係る別表に、久喜地区住宅及びその所在地を加えようとするものである。

また、第6条入居者の資格の第2項第8号で引用している法の名称中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護」の後に「等」を加えるとともに、「第1条第2項に規定する被害者」に、新たに法第28条の2で規定された「生活の本拠を共にする交際相手からの暴力を受けた者」を加えようとするものである。

さらに第2項第8号の(ア)と(イ)に、法第28条の2の規定により範囲が拡大された保護の対象者について準用する場合を含む旨をそれぞれ加えようとするものであるとの当局からの説明がありました。

以下、審査の概要について申し上げます。

まず、配偶者以外の親族から暴力を受けた場合、その被害者は入居基準対象者となるのかただしたのに対し、今回の法改正は配偶者のほかに生活の本拠をともにする交際相手からの暴力を受けた被害者を新たに加えたものであり、親族からの暴力を受けた場合はこれに該当しないとの答弁がありました。

次に、災害公営住宅の整備に係る面積基準についてただしたのに対し、整備基準として床面積25平方メートル以上、80平方メートル以下となっているとの答弁

がありました。

そのほか、市内他地区における災害公営住宅の整備の進捗状況などについて質疑、答弁が交わされたところであります。

採決の結果、議案第5号は、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号及び議案第28号、以上9件の「指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」申し上げます。

本案については一括して審査したところであり、議案第20号の山根農村健康増進センター及び久慈市交流促進センターに新山根温泉振興協会、議案第21号の久慈市立園芸センターに新岩手農業協同組合、議案第22号の侍浜農村公園に侍浜本町町内会、議案第23号の滝地区山村広場に滝町内会、議案第24号の川原屋敷農村公園に宇部町第8区町内会、議案第25号の生平農村公園に生平町内会、議案第26号の国坂農村公園にくにさか町内会、議案第27号の川代農村公園に川代地区振興会、議案第28号のかしわぎ地区親水公園に上柏木親交会をそれぞれ指定管理者として指定しようとするものであります。

以下、審査の概要について申し上げます。

まず、議案第20号のいわゆる新山根温泉べっぴんの湯の利用状況についてただしたのに対し、あまちゃん効果もあったことから、宿泊客は平成24年度同期と比較し12.5%の増となっているとの答弁がありました。

次に、新山根温泉べっぴんの湯における雇用状況についてただしたのに対し、現在、緊急雇用創出事業により3名が雇用されているが、来年度以降、本事業の採択要件が厳格化される見通しであることから自前での継続雇用も検討していきたい旨の話を伺っているとの答弁がありました。

そのほか、園芸センターの運営状況や農村公園の指定管理委託費の積算根拠などについて質疑、答弁が交わされたところであります。

採決の結果、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号については、各議案とも全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号、議案第30号、議案第31号及び議案第32号、以上4件の「指定管理者の指定に関し議決

を求めることについて」申し上げます。

本案については一括して審査したところであり、議案第29号の高館市民の森に株式会社米内造園、議案第30号の麦生地区漁村緑地広場に麦生町内会、議案第31号の横沼地区漁村緑地広場に横沼町内会、議案第32号の川津内地区漁村緑地広場に向町町内会をそれぞれ指定管理者として指定しようとするものであります。

以下、審査の概要について申し上げます。

まず、高館市民の森の指定管理委託費が増額となった理由についてただしたのに対し、要因として、前回の一般公募では複数の応募があったところであるが、今回は1社のみのお応募であったことが大きいと捉えているとの答弁がありました。

次に、みちのく潮風トレイル開通に伴うコース近隣の漁村緑地広場の利用のあり方についてただしたのに対し、第一義的には地域住民の憩いの場であるが、今後、利用増が見込まれる場合には利用のあり方について検討していきたいとの答弁がありました。

そのほか、高館市民の森における愛鳥の森の整備のあり方、漁村緑地広場の指定管理委託費の内訳などについて質疑、答弁が交わされたところであります。

採決の結果、議案第29号、議案第30号、議案第31号、議案第32号については、各議案とも全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第34号「指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」申し上げます。

本案は、久慈職業訓練センターの指定管理者に、職業訓練法人久慈職業訓練協会を指定しようとするものであります。

以下、審査の概要について申し上げます。

まず、久慈職業訓練センターの利用状況についてただしたのに対し、現在、長期課程の訓練生として、平成25年度入学生3名のほか、平成24年度からの継続で2名が在籍しており、合計5名からの利用があるとの答弁がありました。

次に、短期課程の訓練実施状況についてただしたのに対し、平成25年度については板金科10名、左官科20名、建築科20名の事業計画により実施されているとの答弁がありました。

採決の結果、議案第34号は、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第35号、議案第36号、議案第37号、議案

第38号、議案第39号、議案第40号、議案第41号及び議案第42号、以上8件の「指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」申し上げます。

本案については一括して審査したところであり、議案第35号の巽山公園に株式会社米内造園、議案第36号の小嶋公園に中町町内会、議案第37号のあすなろ公園に川崎町町内会、議案第38号の広美町児童公園及びひまわり児童公園に東広美町町内会、議案第39号の諏訪公園に元木沢町内会、議案第40号の萩ヶ丘児童公園に天神堂町内会、議案第41号の久慈湊児童公園に湊町組町内会、議案第42号の久慈川河川公園に社団法人久慈市シルバー人材センターをそれぞれ指定管理者として指定しようとするものであります。

以下、審査の概要について申し上げます。

まず、巽山公園の指定管理者が変更となり、指定管理委託費が増額となった経過についてただしたのに対し、これまで指定管理者であった地元町内会から継続は困難との申し入れがあり、今回、一般公募により新たに指定管理者となったものである。また、公園内の草刈り作業の回数増に伴う増額であるとの答弁がありました。

次に、都市公園の指定管理委託費の積算根拠についてただしたのに対し、積算に係る単価基準は一律であり、これまでの実績等に基づき積算を行っているとの答弁がありました。

そのほか、久慈川河川公園の増水時の対応や同公園の範囲などについて質疑、答弁が交わされたところであります。

採決の結果、議案第35号、議案第36号、議案第37号、議案第38号、議案第39号、議案第40号、議案第41号、議案第42号については、各議案とも全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第57号「小袖漁港区域内の公有水面の埋立について」の意見に関し議決を求めることについて」申し上げます。

本案は、小袖漁港の物揚場の改良に伴い、岩手県知事に埋立免許を出願したところ、公有水面埋立法第3条第1項の規定により意見を求められたことから、異議がない旨の意見を述べるため、同条第4項の規定により議会の議決を求めようとするものであります。

具体的な内容であります、物揚場の改良は漁港施設用地の不足を補い、荷役作業や車両の通行等の不便

を解消し、漁業活動の活性化を図ろうとするものであり、公有水面を54.67平方メートル埋め立てし、物揚場14.26メートルを築造するものであり、事業費2,000万円をもって本年度中の完成を目指しているものであるとの当局からの説明がありました。

審査では、詳細な現地調査を行った結果、特に問題がなかったとの意見が出されたところであります。

採決の結果、議案第57号は、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第58号「市道路線の変更に関し議決を求めることについて」申し上げます。

本案は、東日本大震災により住宅を滅失された世帯等の住居の確保を図るため整備を進めている久喜地区災害公営住宅に通じる市道中沢線に接続する道路であり、公共性が高いと認められることから市道に認定しようとするものであります。

具体的な内容であります。既存の市道中沢線に401.8メートルを追加し、全体延長を927.3メートルとし、終点を宇部町第20地割173番地先から同168番15地先へ変更しようとするものであるとの当局からの説明がありました。

以下、審査の概要について申し上げます。

まず、回転場を設ける場合の整備基準についてただしたのに対し、市の道路認定基準要綱の内規により寸法等を定めているものであるとの答弁がありました。

次に、救急車等の緊急車両の大型化に伴い、回転場を広げる考えはないかただしたのに対し、今後の動向等を見ながら基準見直しの必要性について検討していきたいとの答弁がありました。

そのほか、道路カーブの形状及びその整備工法などについて質疑、答弁が交わされたところであります。

採決の結果、議案第58号は、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（八重櫻友夫君） ただいまの委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を打ち切ります。

次に、討論であります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） 討論なしと認めます。

それでは、採決いたします。議案第5号「市営住宅

等条例の一部を改正する条例」、議案第20号から議案第32号まで、議案第34号から議案第42号までの「指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」の22件、議案第57号「小袖漁港区域内の公有水面の埋立てについての意見に関し議決を求めることについて」及び議案第58号「市道路線の変更に関し議決を求めることについて」の以上25件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（八重櫻友夫君） 起立全員であります。よって、議案第5号、議案第20号から議案第32号まで、議案第34号から議案第42号まで、議案第57号及び議案第58号までの25件は原案のとおり可決されました。

~~~~~

## 日程第5 議案第33号

○議長（八重櫻友夫君） 日程第5、議案第33号を議題といたします。

この際、地方自治法第117条の規定により、桑田鉄男君の退席を求めます。

〔10番桑田鉄男君退席〕

○議長（八重櫻友夫君） 本件に関し、委員長の報告を求めます。木ノ下産業建設委員長。

〔産業建設常任委員長木ノ下祐治君登壇〕

○産業建設常任委員長（木ノ下祐治君） 議案第33号「指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」申し上げます。

本案は、久慈市侍浜海水プールの指定管理者に北侍浜野営場管理組合を指定しようとするものであります。

以下、審査の概要について申し上げます。

まず、指定管理委託費が増額となった理由についてただしたのに対し、これまで市予算で行っていたオープンイベント費用を指定管理委託費の中に繰り入れたものであり、これによりイベント運営の円滑化が図られるものであるとの答弁がありました。

次に、侍浜海水プールの利用状況についてただしたのに対し、平成25年度におけるシーズン中の利用実績は6,121人であったとの答弁がありました。

そのほか、あまちゃんロケ地としての誘客対策や北侍浜野営場との一体管理の考え方などについて質疑、答弁が交わされたところであります。

採決の結果、議案第33号は、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（八重櫻友夫君） ただいまの委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を打ち切ります。

次に、討論であります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） 討論なしと認めます。

それでは、採決いたします。議案第33号「指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（八重櫻友夫君） 起立全員であります。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

桑田鉄男君の入場を許します。

〔10番桑田鉄男君入場〕

~~~~~

#### 日程第6 議案第43号

○議長（八重櫻友夫君） 日程第6、議案第43号を議題といたします。

この際、地方自治法第117条の規定により、下川原光昭君の退席を求めます。

〔2番下川原光昭君退席〕

○議長（八重櫻友夫君） 本件に関し、委員長の報告を求めます。木ノ下産業建設委員長。

〔産業建設常任委員長木ノ下祐治君登壇〕

○産業建設常任委員長（木ノ下祐治君） 議案第43号「指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」申し上げます。

本案は、田屋公園の指定管理者に、田屋町内会を指定しようとするものであり、このほか8件の指定管理に関する議案と一括して審査したところであります。

審査の中では、指定管理委託費の積算根拠などについて質疑、答弁が交わされたところであります。

採決の結果、議案第43号は、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（八重櫻友夫君） ただいまの委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を打ち切ります。

次に、討論であります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） 討論なしと認めます。

それでは、採決いたします。議案第43号「指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（八重櫻友夫君） 起立全員であります。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

下川原光昭君の入場を許します。

〔2番下川原光昭君入場〕

~~~~~

#### 日程第7 議会改革推進の件

○議長（八重櫻友夫君） 日程第7、議会改革推進の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。桑田議会改革推進特別委員長。

〔議会改革推進特別委員長桑田鉄男君登壇〕

○議会改革推進特別委員長（桑田鉄男君） 議会改革推進特別委員長の報告を申し上げます。

当委員会は議長を除く全議員で構成された特別委員会であり、委員会における質疑、答弁など詳細については各位の承知するところでありますので、主な事項について申し上げます。

前回の委員長報告以後、去る12月16日に委員会を開催し、各部会の調査・検討経過及び結果の報告について3部会からそれぞれ報告を受けたところであります。

条例策定専門部会からは、これまで策定を進めてきた議会基本条例素案の提出及び報告がなされたところであり、また、広聴広報専門部会からは、議会報告会と市民との意見交換会の運用に係る調査・検討の進捗について、定数報酬等研究部会からは、本市議会における議員定数及び議員報酬並びに政務活動費のあり方に関する調査・研究の進捗について報告がなされたところであります。

委員会では、現在、分科会方式により設置した各3部会において付託事項に関する調査を進めているところでありますが、今後さらに継続調査し、議会改革の取り組みの推進を図ってまいりたいと考えております。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（八重櫻友夫君） ただいまの委員長報告に対

し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を打ち切ります。

~~~~~

#### 日程第8 議案第1号

○議長（八重櫻友夫君） 日程第8、議案第1号「平成25年度久慈市一般会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

議案の審議方法についてお諮りいたします。第1条歳入歳出予算の補正については歳入歳出ともそれぞれ款ごとに、他の各条については条ごとに説明を受け、審議を行うことにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

第1条歳入歳出予算の補正、歳入、9款地方交付税、説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原慶一君） それでは、事項別明細書によりご説明申し上げます。

10ページをお開き願います。歳入、9款1項1目地方交付税であります。東日本大震災復興事業の財源として震災復興特別交付税4,639万4,000円の増額を計上いたしました。

以上です。

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を打ち切ります。

13款国庫支出金、説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原慶一君） 13款国庫支出金2項国庫補助金であります。1目総務費補助金は、地域の元気臨時交付金5,631万6,000円の増ほか3件の増、合わせて6,838万8,000円の増額を計上いたしました。

以上です。

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を許します。16番小野寺勝也君。

○16番（小野寺勝也君） 1点お聞かせください。今の地域の元気臨時交付金、たしか、補正から始まってきたと思うんですが、当初7億8,000万程度の財源が見込まれるという記憶をしているんですが、全体で現段階でどのぐらいの金額になっているのかというのを教えてください。

それから、たしかこれは、いわゆる公共事業の地方負担分とか、それから給与カット等を含めての財源確保だったと記憶しているんですが、そこで、これのいわゆる使い道について25年度以降は地方単独事業の財源として使えるんだということになっていると思うんですが、使い道で特段の制約がないというふうな理解でよろしいのでしょうか。その点お聞かせください。

○議長（八重櫻友夫君） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原慶一君） 地域の元気臨時交付金についてご質問いただきましたけれども、まず、総額につきましては平成25年11月29日通知がございまして、久慈市に対する交付金は8億8,585万7,000円となっております。それで、これは26年度までに終わらなきゃない事業費でございます。

それから、使途につきましては前から一般質問で答弁しているとおり、いわゆる単独事業等であって適債事業、いわゆる起債事業として採択になるような事業であることが条件でございます。単独事業で、いわゆる世代間の公平負担といいますが、そのような事業に使ってくださいということになっております。

以上です。

○議長（八重櫻友夫君） 24番濱欠明宏君。

○24番（濱欠明宏君） それでは、この地域の元気臨時交付金で、この財源負担割合どうなっているのかというのをお聞かせを願いたいと思うわけですが、それと、この国庫支出金に関連をしまして、本来ここに載っていないんですけども土木費補助金がこの国庫支出金の項に入っているわけですが、その中で防災公園の説明等るらせていただいております。その中で今回12月15日号に広報くじが出ました。その中で私らが説明受けている図面と広報の図面と、若干違いがあるというのがありまして、説明しかねている部分がありますので、その点をお知らせを願いたいと思うわけがあります。

説明を受けているのは久慈市防災拠点ゾーニング図資料5となるわけですが、その中でエリアが設定されています。そのエリアが設定する際に住宅集落が何戸か、五戸、六戸あるんですけども、その区間が抜けているのが我々に説明を受けているわけです。しかし、今度の防災公園の広報を見ますと、そこも入っているのかなというのがありまして、私、説明しかねていますので、その点だけ、1点だけお知らせいただきたい



と思います。

○議長（八重櫻友夫君） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原慶一君） 地域の元気臨時交付金の充当率といいますか割合ですけれども、当初、私ども、おおむね10分の10と解していますけれども、いわゆる国県等の指導によりまして80から90を見てくださいというのが、実は事務費とかそういうふうなのがございますので、ですが我々は事業費を含めた場合はおおむね10分の10と見ております。ただ、現実的には一部充当にならないものも出るかとは思っています。

以上です。

○議長（八重櫻友夫君） 小上建設部長。

○建設部長（小上一治君） それでは私の方から、市の広報のほうに出したのと、ちょっと図面的な位置が違うんじゃないかというふうなお話ございました。今、住宅の部分というふうなお話でございます。

確かにこれ、厳密に照らし合わせればそういうふうになろうかと思いますが、あくまでもこれはポンチ的な絵として上げたものでございますので理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（八重櫻友夫君） 24番濱欠明宏君。

○24番（濱欠明宏君） 説明なかなか理解しがたいんですが、私、端的に説明してほしいと思っているのは、我々に説明されたゾーニング図と、この広報の開発しようとするこの図は一緒なのか、そうでないのかと思ったわけです。

これを見ると、何軒か戸数の入っているところも、このエリアに入っているような感じを見受けられるんです。前の説明では、その説明がもちろんこの赤線にありますので、ゾーニング図資料5、その赤点線の部分がエリア図ですよという説明を受けていましたから、その違いがあるのかなのか。端的でいいです。

○議長（八重櫻友夫君） 山内市長。

○市長（山内隆文君） 先ほども部長からも答弁しましたが、これ、あくまでもポンチ絵なわけです。ポンチ絵、イメージ図です。議会のほうにお示ししたものと、このポンチ絵が異なるということは、当然なわけで、考え方とすれば既に議会において説明していることに尽きるわけでありますので、ご理解いただきたい。

○議長（八重櫻友夫君） 24番濱欠明宏君。

○24番（濱欠明宏君） それに関してですけれども、要

は私が聞きたいのは、終局においてこの広報による図面があるわけですが、議会に説明している部分からエリアが拡大するということを想定しているということではないですか。そこだけ、要するに連たん戸数、5軒か6軒あるんですけど、そのこの区域が含まれることを将来、設計として、計画として考えているかどうかだけ、1点お聞かせください。

○議長（八重櫻友夫君） 山内市長。

○市長（山内隆文君） 今、濱欠議員がおっしゃったのは103ページの図でしょうか。

〔発言する者あり〕

○市長（山内隆文君） 現段階では考えておりません。

○議長（八重櫻友夫君） 17番城内仲悦君。

○17番（城内仲悦君） 今の市長の答弁ですが、考えていないというような答弁でしたが、実は広報が発行するのは15日でしたよね。その15日付の発行前に、市の担当職員がこのコピーを持って、たしか地権者7戸あるんですが、そこに行って説明して、立ち退きを求めるようなそういう説明をしているんですよ。職員が行っていますよね。その事実確認しますが、いかがですか。

○議長（八重櫻友夫君） 山内市長。

○市長（山内隆文君） 先ほどの答弁を訂正をさせていただきます。

詳細については、また具体化する中で都市計画決定をとっていく、こういう段取りであります。そのなかにおいて今、精査しているわけでありますが、その精査によっては、あるいはかかる民家もあるという可能性は否定できないと、このように答弁を訂正させていただきます。

○議長（八重櫻友夫君） 17番城内仲悦君。

○17番（城内仲悦君） 職員が行っていますよね、そこを確認します。

このコピーを持って、職員が各世帯を回って、たしか私の情報では7世帯があるそうですが全て、用地協力をお願いしたいというような形の、広報が出る前に回りましたということで回っていますよね。そこを確認します。

○議長（八重櫻友夫君） 山内市長。

○市長（山内隆文君） 考え方については、先ほど申し上げたとおりで進めてまいりたいと思っております。職員が回ったかどうかについて、回っていると認識

をいたしております。

○議長（八重櫻友夫君） 17番城内仲悦君。

○17番（城内仲悦君） 3回目ですから、都市計画決定する上で必要だということからやるとすれば、私たちに説明してきた範囲をもう超えているわけですよ、この図面。例えば、皆さん方のこの報告書の103ページもそうですし、その後、市としては、議会を通ったから、もう何でも自由にできるんだというようなやり方で、そのエリアを拡張している格好なんですよね。私ども市民からそういう通報がないと、この最終本会議でも知らないまま通ってしまうわけです。まさにやり方が、最初の14億を通すときも全体の48億を隠しておいて、入り口だけ通して、後は全ていいんだというやり方は、やっぱりおかしいですよ。

そして市民の方々は、この住民の方々、反対だと言っているんですよ、今現時点では、賛成できないと言っているんですよ。それを突如この市広報を発行するもんだから、これが回る前に説明に来ましたということを行っているんです。議会には、この報告書のことについて説明をしておきながら、拡張をしようということについて何ら説明がない。もう少し議会にきちんと説明して進めていただきたいのですが、いかがですか。このような進め方は、私はあってはならないというふうに思いますよ。

○議長（八重櫻友夫君） 山内市長。

○市長（山内隆文君） そこは議論の分かれるところだろうと思っております。

私どもは、やはり計画をつくり上げていく上で、その枠内、そのエリア内に入ってくるか入ってこないのか、その都度その都度、精査をしながら進めてまいります。そうした中で、都市計画決定という段階で、都市計画審議会などなどの手続を経ながらこれを進めていくわけでありまして。そうした中で、やはり地権者の方々のご理解といったものがなければ計画そのものが思い通りに進まない、こういうこともあります。したがって、まずは地権者、関係する方々の内諾と申しますか、ご理解を得るための努力をするというのは通常の方針であるわけでありまして。議会に対しましては、必要があるときにはそのたびに説明を申し上げる、これは特異なことでは決していないことであるわけでありまして。逆に、決定もしていないこと、また決定が可能であるのか不可能であるのか不明な段階で議会にご説

明申し上げることのほうが責任がないと言われるゆえんにもなってくるだろうと、私どもはそう思っておりますので――。

〔発言する者あり〕

○市長（山内隆文君） お聞きください。と思っておりますのでご理解願います。

○議長（八重櫻友夫君） 今の濱欠議員さんと城内議員さんの質問の内容は、そのとおりだと思うんですが、市長のほうからは都市計画審議会を通過してからという話もございますが、いずれどうぞ。15番小倉建一君。

○15番（小倉建一君） 私も歳出のほうで、この職員の動きの関係で聞こうと思っておりましたが、同じような質問が出ておりますので確認したいと思いますが、世帯数は先ほど7世帯ということがありましたが、何世帯のどこを職員が回って、何世帯を回って、どういう説明したかをまずお伺いしたいと思います。

○議長（八重櫻友夫君） 小上建設部長。

○建設部長（小上一治君） その説明内容というお話でございますが、あくまでもこれは、これから進めていく段階での情報提供をしているということでございまして、ここに防災公園を設置していきたいということで、そのお話に来たということでございますのでご理解願いたいと思います。

〔発言する者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） 小上建設部長。

○建設部長（小上一治君） 私が聞いている範囲では4世帯と聞いておりますが、確認させていただきたいと思っております。

○議長（八重櫻友夫君） 15番小倉建一君。

○15番（小倉建一君） 世帯数4世帯、1世帯はもうエリアに入っていたもんですから、前の地図の前面に。これには1世帯、佐々木さんという家が入っているわけですが、除くとあるいは4世帯で、全部で5世帯になるかもわかりませんが、この人たちがその話を聞いて非常に心配したと、一生ここに住み続けたいという人が全員だという話を聞いております、そこに住んでいる人から。

先ほど市長が言いました都市計画決定と、その住民の内諾と、どちらが先になるか事務的な進め方をお伺いしたいと思います。

○議長（八重櫻友夫君） 小上建設部長。

○建設部長（小上一治君） 今後の進め方ということ

でございます。

まず、これから24日、25日でしょうか、住民説明会ということで計画してございます。そういったものを経て進んでいくものということでございます。

以上でございます。

[発言する者あり]

○議長（八重櫻友夫君） 15番小倉建一君。

○15番（小倉建一君） 今のだと2回目の質問という部分で、内諾を得てから都市計画決定になるのかどうかというのを聞いているというところですか。今さっきのは、そういう質問です。

○議長（八重櫻友夫君） 小上建設部長。

○建設部長（小上一治君） 内諾を得て、賛同を得てというふうなお話してございますが、全員からこれについて、何の事業でもそうですが、全員からいただければ、それは間違いなくいい方向に進むだろうと。ただ、私のほうとしては、今そういうふうな意味でお知らせをし、そういうふうな地権者の方にお話しているということでございますので、それをもってこれからまだ進めていくと。で、端的にその承認とか了解とかっていうものまでは、今、要求はされていないと思っております。

以上です。

○議長（八重櫻友夫君） 小倉建一君。

○15番（小倉建一君） ということは、その5世帯全員が反対すれば、これは無理だなというようにも聞こえましたので、ぜひもう1回、そこに住んでいる5世帯の人はびくびくして今生きているわけですよ。その広報が出る2日前か3日前に行って説明したのを聞いて、もう移転だなというふうに思っているわけですから、その辺を説明をして、今後どうなっていくかというのを説明しながら、やはり心配のない生活をさせてあげたいなどこのように思っておりますし、その際に行った際か、あるいはその前の際だと思いますが、私が聞き取りした話では、「やませの影響はどうか」とその住民に聞いたと。その方は、「いや、春先のやませは、もうここはすごいんだ」と、「温度もかなり市内でも何度も低い場所だし、やませが来ると低いし、前も見えないくらいになるぐらいのやませが来るよ」とその担当者に話をしたということですが、部長にはこの話は届いておりますか。

○議長（八重櫻友夫君） 小上建設部長。

○建設部長（小上一治君） まず先に、その説明した世帯ということで、6戸ということでございます。

それから、今、やませの話をいただきました。たしかに、その方はどちらの方かわかりませんが、確かにそういうふうな地区的に湊地区ですので、どこと比較して多いとか少ないとかってというのはわかりませんが、確かに発生すれば影響がある地区であるというのは一般的だとは思っていました。

以上です。

○議長（八重櫻友夫君） 16番小野寺勝也君。

○16番（小野寺勝也君） 関連してお聞かせいただきたいと思います。

先ほど市長は、イメージ図だということでしたけども、この議会に提供いただいた資料と先般の12月15日付の広報で見ると、そのエリアが明らかに拡大している、第1点。

それから、この道路の取りつけでも、前回は、やや直線的だけでも、これは蛇行して、そうすると当然に道路の延長が長くなるということになりますよね。その結果、当然事業費が何億か、2億なのか5億なのか膨らむということが予想されるわけです。そこで今、アジア航測に調査依頼して、まだ完成品、その調査結果出ていないですね。今から来るわけですよ。

その段階で、このエリアを変更したい、道路の配置の変更をしたい、そういう動機はどういう道路から、こういうイメージ図というけども、その変更の狙い、目的はどこで出てきたんですか。教えてください。

○議長（八重櫻友夫君） 山内市長。

○市長（山内隆文君） 変更と言われますけれども、広報に掲載したのは、おおむね市民の皆様方が防災公園全体の配置がイメージしやすい、そういったもので示しているものでありますので、あくまでもこれまで議会にお示しをしてきたそのものを載せるということではないわけでありまして、この点はご理解をいただきたいと思います。

それから、エリア拡大という言葉があります。これはまさに我々が想定しているエリア、それを詳細に詰めていっていると、今そういう段階なわけでありまして。そのことによって多少の動きというものはあるだろうということはお理解いただけると思うんです。ただ、大きく変わることはない。このこともぜひご理解をいただきたいと思います。

それから、当然に、道路延長が延びれば、それはそれ相応分に単純に計算すれば事業費がかかるのかもしれないけれども、しかしもう一方で、切り土、盛り土の土量といったものはどうなるのか。そのことによって、また減といった要素も出てくる可能性もなきにしもあらず。いずれ今そのことを詳細を詰めているということでもありますので、ここはご理解をいただきたいと思います。

〔「どこで変わったの」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） 山内市長。

○市長（山内隆文君） 変わっていないと申し上げているわけですが、変わっているとは、何を変えたとおっしゃるのでしょうか。

○議長（八重櫻友夫君） 16番小野寺勝也君。

○16番（小野寺勝也君） 市長も比較して答弁しているんでしょ。これは、先般あなたが議会に出した資料です。その中では、いいですか、この部分はいわゆる民家がある、先ほど6世帯と言いましたか、この部分は除外されているんですよね。今回はそれも含まれているわけですよ、これは。それはイメージ図で説明できるんですか。違うというのはわかるでしょう。あなたはわからない。

〔発言する者あり〕

○16番（小野寺勝也君） そんなことないでしょう。これは除外されているんだから。

それから、道路も見ての通り、いわば曲線しているけども、何と表現すればいいんですか、こういう線ですよね、議会に提供いただいたのは。

今度のやつは、まさに蛇行になっているんですよね。しかも先ほどから言っているように、今、委託してそれを待っている段階でしょう。それでも変更はないと言うんですか。

むしろ、議会も市民も、いわば二つの案を提出されたようなもんですよ。変更ないと言うけども、何がどうなんだかわからないっていうのは正直な疑問じゃないですか。疑問を持つのがおかしいですか。

○議長（八重櫻友夫君） 山内市長。

○市長（山内隆文君） 以前に示した図面、それが確定したという前提でご質問されているようですが、今、確定前の作業をやっているわけです。確定前の作業をやっているわけです。要するに、詳細設計をもって最終形となるわけです。

したがって、例えば議会にお示ししたエリア、これは想定したものではありません。しかし、その検証によって、あるいは先ほどご議論いただいたように民家にかかる可能性もあるかもしれない。だからこそ事前にかかるといけないよというような気持ちをもって、まさにびっくりしないよというそういう意味も含めて事前にお話をしているということです。

ですから、今後本当に入ってくるのか、入ってこないのか、ここはまだ確定しているわけではない。そういった途中の段階にあるわけでありまして、あたかもそれらがもう確定したものだという考えのもとにご質問されても、私どもも答えようがない。まだ途中経過であるということ、まずは、ここはしっかりとお互いの認識の中に共有していただきたいと思うんです。

都市計画決定等々の作業もごございますので、それらを含む手順を踏みながら、最終形というものを示していくとこういうことですので、途中途中の段階で、これは前に示したのと違う、ここがまた違うというようなご議論は、ここではなじまないというふうに私は思っています。

○議長（八重櫻友夫君） 小上建設部長。

○建設部長（小上一治君） 私のほうから、また、お話をさせていただきます。

今、議員お持ちの図面、これ、図表6の1ゾーン図というふうな表示になっていると思います。あくまでも、この時点では概略設計でございます。要するに、航空写真を使うなり、何なりを使うなり、あくまでもこういうゾーンという形であって、それから、こういう道路を引きたいという形であって、そのルートまでを設定を入れて、これをつくったものではないということです。

以上でございます。

〔発言する者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） 山内市長。

○市長（山内隆文君） 議論がどうしてもかみ合わないですね。

確定したものを食べるんなら、これは変更ですよ。我々はまだ確定してないわけです。ですから、変更、変更と言われても、それはちょっと考え方が、変更じゃないと、何というんですか、共通認識に立ってないのかなと思うんですが。

○議長（八重櫻友夫君） 16番小野寺勝也君。

○16番（小野寺勝也君） 笑い話じゃないですよ。変更ではないと言うんですね。

そうすると、だったらあの広報にも同じ図面を出せばよかったんじゃないの。明らかに違うのを出したということは、そこには何らかの意図、狙いがあるわけでしょう。

しかも、検討中、検討中って言うけども、そうすると、私ども議会として、予算は6月議会でもう通っているんですよ。そして、聞けば、まだ検討中、途中経過だと。聞くたび、質問するたびに変わってくるわけでしょう。これでは、いつ、どこで真剣なやり取りをせえちゅうのは、議論できませんか。そのところ、これは市民の皆様も、それじゃあこれは変更ではないと。私が知識不足、理解不足ですか。

○議長（八重櫻友夫君） 山内市長。

○市長（山内隆文君） 変更ではないということは、これは私どもしっかり申し上げます。その上で、これはあくまでもポンチ絵なわけで、正確に落とし込んだものではないことは一目瞭然なわけでしょう。

ですからこれを、お手持ちの資料とこの市広報をもって変更というのは、これはどうも私ども理解しがたいことです。

イメージ図というのは、よく使われると思うんです。イメージ図といったものがあって、それは、ある程度の固まりの中でわかりやすくお伝えするというので、詳細を省いた上でお知らせをするという手法は、これはよくあることです。通常でもあることだと私は思っています。

似顔絵にもいろいろある。正確に描写した似顔絵もあれば、簡略化したいわゆる漫画みたいな似顔絵もある。その人の特徴を捉えていけば、それはそれをあらわすということになるんだというわけです。

したがって、この広報の絵を正確なものとして捉えてご議論をされることのほうが、私どもはむしろ戸惑いを感じると、こういうことであります。

それから変更については、先ほども申し上げたとおりです。確定したものを定めるのであれば、これは変更でしょう。確定していないものですから、それを変更と言われても、私どもは答弁に窮するというか返す言葉がないということになるんです。そこはまずご理解をいただきたいということでもあります。

○議長（八重櫻友夫君） 濱欠議員3回ですが、議事

進行でいいですか。

〔発言する者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） 24番濱欠議員。

○24番（濱欠明宏君） 私、まさかここまで議論するとは思ってなくて、大変失礼しました。

その中で、今、話を聞いていて、議会に説明しましたと。そして、その後詰めていく中において戸数に若干かかる可能性もあるということから、今、住民に説明を開始したということでもあります。

そのことの流れからいきますと、議会に先に説明をしたということになるのかなと私は思いまして、いわゆる今までどちらかといえば議会に情報提供するのがないがしろだという意識があったんですけど、今の答弁でやり取り聞きますと、いずれ住民より先に議会にこの防災公園の計画ゾーニング図を議会に示したと。で、市民に広報を通じて今、示したんだけど、これは正確なものではないと。これから具体的なことを詰めていきながら詳細設計をしていくんだということで、まさに決定もしないし、変更でもないという議論なんですけれども、しかし、国等に上げる場合には計画というものがあるわけです。

計画が若干変更する可能性があるのかということを知ったときに、最終的には若干変更する可能性もあるというお答えが返ってきた。私はそのことを聞いていて、なるほどと、今回この防災公園については、地域住民よりも先に議会に説明責任を果たしたんだというふうに私は感じたわけであります。

しかし、今のやり取りを聞いていて、やっぱり疑心暗鬼であると。まだまだこれから先、正確な詳細設計を求めていく際に、いろいろ計画は固まっていく、計画を固まっていくために我々に説明したのと最終的に都市計画のほうに示す案がどうなっていくのかというのは全くわからないということであれば、議会に説明したことについても私は疑心暗鬼にならざるを得ない。このことを申し上げておきたいと思えます。

○議長（八重櫻友夫君） 山内市長。

○市長（山内隆文君） そのような捉え方という考え方というのは多分、世論からは受け入れられないだろうと思えます。

私どもは手順を追って、その都度その都度、議会であれ地域の方々であれ説明をすると、この姿勢は持っているところでありますし、今までもそのように行っ

てきたところであります。住民に対して先、議会に対して先といった議論は、実は私は不毛だと思っているんです。

というのは、市民の皆さんからご理解をいただく、そのことによって進めていく。同時にそれは当然に予算面等々含めて議会の深いご理解もいただかなければならない。これをそのタイミング、タイミングでお知らせをするというのは、これは同時に行うということとは不可能なわけですから、議会に対して、この議場であつたりさまざまな場面でお伝えするということと、地域住民、そこに議会の方々と一緒になって説明をするということは、これはなかなかできることではないわけでありまして。そういった時間差というのは必ずどこかで生まれると思っているんです。だからこれをもって、住民無視だ、議会無視だというご議論は不毛な議論ではないのかなと私はそう思っています。いずれ、我々は最善を尽くして説明を行っていくと、このことは透明性あるいは相互信頼ということに結びつくんだらうと思っておりますので、どうぞ濱欠議員も心を開いて、しっかりと私どもの発する言葉にも耳を傾けていただくならば、ご理解はさらに進むのではないかと思います。

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を打ち切ります。

14款県支出金、説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原慶一君） 14款県支出金2項県補助金であります。1目総務費補助金は地域経営推進費430万円の増額、2目民生費補助金は福祉灯油等購入費助成事業の補助金として被災地福祉灯油等特別助成事業825万円を計上、4目労働費補助金は緊急雇用創出事業645万8,000円の増額、5目農林水産業費補助金は経営所得安定対策推進事業40万円の増、ほか1件の増、合わせて221万4,000円の増額、7目教育費補助金は被災幼児就園支援事業37万2,000円を計上いたしました。

以上です。

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を打ち切ります。

15款財産収入、説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原慶一君） 15款財産収入2項財産売り払い収入であります。1目不動産売り払い収入は、東日本大震災に係る集団移転先の不動産売り払い等

6,639万1,000円を計上いたしました。

以上です。

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を打ち切ります。

17款繰入金、説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原慶一君） 17款繰入金1項基金繰入金であります。7目東日本大震災復興交付金基金繰入金は、1億3,091万6,000円の増額を計上いたしました。

以上です。

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を打ち切ります。

18款繰越金、説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原慶一君） 18款1項1目繰越金であります。前年度繰越金に5,111万1,000円の増額を計上いたしました。

以上です。

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を打ち切ります。

19款諸収入、説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原慶一君） 19款諸収入4項4目雑入であります。緊急通報装置利用料6万4,000円の増、ほか4件の増、合わせて553万4,000円の増額を計上いたしました。

以上です。

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を打ち切ります。

20款市債、説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原慶一君） 12ページをお願いいたします。20款1項市債であります。4目農林水産業債は水産振興施設整備事業債2,380万円を計上いたしました。

以上です。

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を打ち切ります。

ここで、この際暫時休憩いたします。再開は午後4時5分とします。

午後 3 時 50 分 休憩

午後 4 時 05 分 再開

○議長（八重櫻友夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、歳出に入ります。

給与費明細書及び 1 款議会費、説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原慶一君） それでは、最初に給与費等につきまして、補正予算給与費明細書によりご説明申し上げます。

30 ページをお願いいたします。1 特別職であります。表の一番下の比較の欄でご説明申し上げます。長等は給料 86 万円の減、期末手当 20 万 9,000 円の減、共済費 22 万 6,000 円の減、合わせて 129 万 5,000 円の減額となりますが、これは給与減額支給措置等によるものであります。その他の特別職は報酬 885 万 6,000 円の増額、これは消防団出動手当の増などによるものであります。特別職全体では 756 万 1,000 円の増額となります。

31 ページをお願いいたします。2 一般職、（1）総括であります。表の一番下の比較の欄でご説明申し上げます。給料 6,871 万 5,000 円の減、職員手当 6,228 万 9,000 円の増、共済費 2,903 万 6,000 円の減、合わせて 3,546 万 2,000 円の減額となりますが、これは給与減額支給措置や会計間移動等によるものであります。

以上で給与費明細書の説明を終わります。

それでは、前に戻っていただきまして 14 ページをお願いいたします。歳出、1 款 1 項 1 目議会費であります。職員給与費 191 万 2,000 円の減額を計上いたしました。

以上です。

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を打ち切ります。

2 款総務費、説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原慶一君） 2 款総務費 1 項総務管理費であります。1 目一般管理費は給与減額支給措置等により、特別職給与費 129 万 5,000 円の減、ほか 1 件の増、1 件の減、1 件の組み替え、合わせて 1,202 万 2,000 円の増額。5 目財産管理費は、実績見込みにより車両管理経費 51 万円の増、ほか 2 件の増、合わせて 3,118 万 3,000 円の増額。6 目企画費は、携帯電話不感

地域解消事業費 62 万 4,000 円の増、ほか 4 件の増、1 件の減、1 件の財源更正、合わせて 965 万 7,000 円の増額、この項は合わせて 5,286 万 1,000 円の増額を計上。

2 項徴税費であります。1 目税務総務費は、職員給与費 321 円の減額を計上、3 項 1 目戸籍住民基本台帳費であります。職員給与費 606 万 8,000 円の減、ほか 1 件の組み替えを計上。

16 ページをお願いいたします。4 項選挙費であります。1 目選挙管理委員会費は、職員給与費 90 万 2,000 円の減額を計上、5 項統計調査費であります。1 目統計調査総務費は職員給与費 287 万 5,000 円の減額を計上、6 項 1 目監査委員費であります。職員給与費 1 万 9,000 円の増額を計上いたしました。

以上です。

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を許します。17 番城内仲悦君。

○17 番（城内仲悦君） この 2 款の 5 項の財産管理費の関係ですが、高機能車庫関係で 2,200 万というふうには計上なっておりますが、この具体的な内容をお聞かせいただきたいと思っております。

車庫といいますが、東側にずっと今あるわけですが、あの車庫も含めたことなのか、計画について内容を詳しくお聞かせいただきたいと思っております。

それから、元気の臨時交付金の 850 万ですが、バス購入というふうな状況は伺っていますが、具体的にこのバスはどういった形で使われるのかお聞かせください。

○議長（八重櫻友夫君） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原慶一君） 2 点ご質問いただきました。まず、一般質問でもご質問いただきましたけれども高機能車庫、いわゆる議会棟のこちら側に今古い車庫があるんですけども、これをほかの機能もあわせて今現在のところ、一般質問で答弁したとおり事業費約 4 億円を想定してございます。

内容につきましては、今のところ全くの概算ですけれども、RC で 3 階建て、それから車庫とか書庫とかそれから避難施設とか会議室とかそういうものを今想定しておりますけれども、いまだ基本設計の段階でございますので、今回補正予算でお願いしているそれらに含めまして今後機能をもっと精査してまいりたいとそうように考えております。

それから、車両管理費でございますが、これは財政課で集中管理しております。財政課で管理しているバ

スなんですけれども、これが平成8年購入したものがちょっと古いものがございます。現在相当ちょっと故障が多くなってまして、走行距離26万キロということでちょっと使い勝手が悪くなっていますのでこれを更新したいと、そういうものでございます。

以上です。

○議長（八重櫻友夫君） 17番城内仲悦君。

○17番（城内仲悦君） この車庫については設計料などでございますので、ぜひこれは、現在ある車庫を見ると、例えば車の車庫ですけども運転士さん含めて待機している場所についても非常に老朽化して、冬場には寒い状況もあるわけですね。

そういった意味では、そういったことも含めて網羅した形で設計なってくると思うんですが、3階建てでということですが、そうしますと会議室等も当然今足らなくて、市役所の会議室足らなくてあちこち困ってるわけですけども、そういった点では設計段階に、3階建てということですがやっぱり意見なり、あるいはどこからかそういう場がつくられて設計なっていくのか。あるいはもう皆さん方とか関係者だけで考えていくのか。その辺の今後の設計に当たっての進め方についてお聞かせいただきたいと思います。

それから、今車両の財政での集中管理ということですがずっとやってきてるわけですけども、その集中管理の弊害というか、ないのかどうかということが一つ心配なんです。

というのはやっぱり、自分たちで管理するとかかなり責任がきちんとあるんだけど、集中管理というとなかなか責任の取り方というかそれが見えにくくなっていて、それがきちんと整備なり掃除なりされないような状況も聞くわけです。そういった点での集中管理からくる弊害が見えてきていないのか、その辺どのように感じているのかお聞かせください。

○議長（八重櫻友夫君） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原慶一君） まず初めに、高機能車庫箇所でございますけれども、これにつきましては今先ほど申し上げましたとおり、一般質問でも答弁で申し上げましたとおり今構想段階でございます。

それで、事業費がおおむね大体そのような4億円程度ということとを枠として捉えてましたので、それに伴って基本設計料ということをお願いしてるんですけども、構想は先ほど申し上げましたような内容に加え

て、例えば避難所、避難施設、それから答弁申し上げましたとおり今庁議室で例えば災対本部やってるんですけども、それらをこちらの本庁舎とつないで、そして本当に、例えば災対本部として使えないかとか、エレベーターなんか設置して、そしてある程度の備品等も入れられないか、そのような今アイデアをいろいろ出してるところです。

それを基本設計の段階でいろんなのを組み合わせまして、実際の本体の構想に結びつけていきたい。今のところは車庫プラス、それから今までいろいろご質問いただいたような会議室とか、それから災害のときに使えるようなそのような機能は必ず持ちたいな、そういうふうに考えているところです。

それから次に、集中管理の弊害ということでございますけれども、バスにつきましては、一応運転士さんなんか専門的に毎日チェックしますのでこれについてはあれですけども、ほかの乗用車タイプのお話などは思うんですけども、これにつきましても車両の日誌は必ずつけております。

それ以外に手前どもの財政課の職員がその都度点検してるんですけども、たまにはいずれちょっと原因不明の傷とかそれらがある場合もございます。それにつきましても、極力日誌等からいずれ責任者ということじゃないんですけども、それらも一応チェックはしますけれども、いずれしろそのような弊害がないのかといえども必ずしも全くないとは言えませんが、今できる限りにおいてそのようにチェック態勢についてはとっておるところです。

それで、弊害のみ申し上げていただきましたけれども、いずれ集中管理することによってメリットも結構あるものだと。要するにいろいろ適正配置をすることによって、一つの車両が空き時間が薄くなるものと、そういうふうなメリットのほうも大きいというふうにご考えております。

以上です。

○議長（八重櫻友夫君） 8番砂川利男君。

○8番（砂川利男君） 6項企画費のところ、携帯電話不感地域解消事業費とそれから地上デジタル放送対策事業費が盛られてるんですけども、この取り組みの中身についてお尋ねします。

○議長（八重櫻友夫君） 中居総合政策部長。

○総合政策部長（中居正剛君） 携帯電話不感地域解



消事業費62万4,000円の内容でございますが、これは携帯電話の通信強化のために夢ネット光ケーブルの芯線を開放するための工事委託料でございます、芯線解放工事は市が実施いたしましてその費用については夢ネット光ケーブルの借用事業者から負担してもらっております。

この内容は、KDDIのau端神局がLTE化するものでございます。2月から3月の工事予定というように伺っているところでございます。

次に、地上デジタル放送対策事業費でございますが、これは山根町深田地区の1施設3世帯の共同受信施設整備に係る事業費でございます。

以上でございます。

○議長（八重櫻友夫君） 8番砂川利男君。

○8番（砂川利男君） 今の説明から理解すると、今現在不感地域が携帯電話でもある、あるいはデジタル放送においても若干そういうところがあるというところが全て解消になるというようには理解できないんですけども、問題は私は、この久慈市は北部の広域振興局の本局に今久慈はなっているという利点があるわけですので、日ごろ誘致企業とか進出企業とかそういったものを求めて行動を起こす上においても、私はこの核となるものはやっぱり通信網の整備が久慈市内ならばどこ行っても可能だというような立地条件がこれからの時代の中にはなければ、企業誘致にしても進出企業にしてもやはりそこが中心になってくるというふうに思うんですね。

ですから、少なくともこの本局としての地の久慈市は、やはりさすが広域振興局の本拠地だけあるなという整備をしておくのが私は必要だというふうに思うんですが、そういった面での認識をお聞かせください。

○議長（八重櫻友夫君） 中居総合政策部長。

○総合政策部長（中居正剛君） ただいま議員さんからご指摘いただきました光エリアの拡大については、さきの一般質問でも努力しているということで今後も新たな手法を検討しながら、今現在総務省等とも相談をしている状況でございます。

そうした中で、総務省に対しても誘致企業等にかかわっても、この光エリアの拡大が必要なんだということで強く訴えてきてるところでございます、今後も現在エリア化されていない地区のエリア拡大について努力してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（八重櫻友夫君） 8番砂川利男君。

○8番（砂川利男君） まさしくそのとおりだと思いますし、ぜひそれを、単なる担当部署のみならず私は久慈市が総力を上げてここにやはり力を入れていかなければ、将来的な企業誘致なり進出企業の方にメリットを感じてもらえないというふうに思うんです。

私のことで申し上げれば大変僥越でございますが、今から35年、40年ぐらい前、通訳をされてる現役の人らの間の会話では、これからの時代は都会の高いところにいるより地方に行き、通信手段が発達するから翻訳でも何でも地方にいて生活をしながら大都市にできる仕事ができる時代になっていくということ、今から40年ぐらい前に言っとった。それがまさしく今そういう時代に来てると思うんですね。

そういうさ中に、久慈市の場合は八戸から仙台まで高規格道路が10年ぐらいの月日を費やしていけば完成するわけですから、そういった先を想定したときに、この東北振興局の本拠地であるところが携帯電話もデジタルも場所によってはいまだに不感地域が解消されていないんだというようなところになってくると、せっかくのいい条件も活用していくことができない事態に陥っていくという点から見れば、幾ら産業振興部さんあたりが頑張っても企業誘致を叫んだところで最終的なネックとなる部分はやっぱりこういうところに行き着くと思いますので、これは久慈市としてこういったところにこそ力を私は入れるべきだと思いますが、久慈市として全力を上げてこの不感地域、全面的な解消に向けての取り組みを市長のほうからちょっと感想をお聞かせしたいと思います。

○議長（八重櫻友夫君） 山内市長。

○市長（山内隆文君） 砂川議員と視点は全く同様でありまして、まさに私も含め全庁を上げてこれらのことに取り組んでいくという状況であります。その結果でありますけれども、数字に記憶違いがなければ、久慈市内の全世帯の9割の方々が光ケーブルを引こうと思えば引ける状況になってきている。残りの1割の部分はどうするかということでもあります。

この1割の方々は、実は全面積の約半分ぐらいのところにて点在をしておられるということで、なかなか一挙には整備が100%にはならないといった状況であるわけでありましてけれども、先ほど中居部長からも

答弁がありましたとおり、今総務省、あるいは通信事業者等々と意見を交換をしながら、新たな手法でもって整備できないか、このことに今全力を上げているところでありますので、その取り組みについてご理解を賜りたいと存じます。

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を打ち切ります。

3款民生費、説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原慶一君） 3款民生費1項社会福祉費であります。1目社会福祉総務費は職員給与費273万5,000円の増、高齢者等の低所得者世帯を対象とした福祉灯油等購入費助成事業費1,719万8,000円を計上、ほか1件の増、1件の組み替え、合わせて2,009万6,000円の増額、2目老人福祉費は緊急通報体制支援事業費36万3,000円の増、ほか1件の増、合わせて183万3,000円の増額、3目国民年金費は職員給与費689万1,000円の減額、この項は合わせて1,503万8,000円の増額を計上。

18ページをお願いいたします。2項児童福祉費であります。1目児童福祉総務費は、職員給与費124万2,000円の増額、3目児童福祉施設費は、職員給与費569万円の減額、この項は合わせて444万8,000円の減額を計上。

3項生活保護費であります。1目生活保護総務費は、職員給与費86万4,000円の減額を計上いたしました。

以上です。

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を許します。9番山口健一君。

○9番（山口健一君） 1点お聞きしたいと思います。一般質問でもお聞きしたんですが、福祉灯油の件で、支給の方法ということで以前から5,000円の現金を通帳に振り込むという形でやってきました。一番最初やったときは商品券という形で、福祉灯油券という形でやったと思います。

その当時にすると、おつりは出ないもんですから、例えば1缶買う場合には1,600円した場合には400円はおつり出ないから、何か違うものを買うとかそういう形でできる場合は、そういった分で5,000円という形がしっかりと使われたかなというふうに思います。

通帳の場合だとほとんどが多分、大きい1,700万という金がおりますけども、実質的にはなかなか灯油とかそういった経済には余り影響しないのではないかな

ふうに考えます。

そういった意味では、商品券とかそういった灯油券というのの使い方というのが実効、市内のほうにもそういったお店にとっても影響があるのではないかと思いますけども、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（八重櫻友夫君） 砂子健康福祉部長。

○健康福祉部長（砂子勇君） 福祉灯油に関してでございます。この支援制度と申しますか、これが始まった当初は確かに商品券と申しますか灯油券と申しますか、これで支給した経緯がございます。

これにつきましては、ご承知のとおり県の補助事業を活用しての事業でございます。県の補助事業の中で、当初の段階ではいわゆる灯油券と申しますか商品券を活用しての事業を想定したものでございました。

それが、一昨年からはこれについてはその縛りがとれたといいますか、こういう事業に若干柔軟になってまいりました。こういった視点等も踏まえながら、当局としてはいわゆる基本的に口座振替でございますけれども、この支給方法によって対応しているという経過がございます。

確かに、商品券ですとそれに向かうという部分があるわけでございますけども、ただ一方では、例えばその単位にもよるわけですが、端数の部分の課題とかこういったのもございますので、現時点では現金給付と申しますか、口座振替の方法によって対応してまいりたいというふうに思っているものでございます。

以上です。

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を打ち切ります。

4款衛生費、説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原慶一君） 4款衛生費1項保健衛生費であります。1目保健衛生総務費は、職員給与費752万7,000円の減、ほか3件の増、合わせて696万6,000円の減額、4目環境衛生費は、実績見込みにより浄化槽設置整備事業費91万2,000円の増額、この項は合わせて605万4,000円の減額を計上。

2項清掃費であります。1目清掃総務費は、職員給与費37万8,000円の増額を計上いたしました。

以上です。

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を打ち切ります。

5 款労働費、説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原慶一君） 5 款労働費 1 項 1 目労働諸費であります。職員給与費280万4,000円の増額を計上いたしました。

以上です。

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を打ち切ります。

6 款農林水産業費、説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原慶一君） 20ページとなります。6 款農林水産業費 1 項農業費であります。2 目農業総務費は職員給与費116万4,000円の減額、3 目農業振興費は新規就農総合支援事業費50万円の増ほか2件の増、合わせて271万4,000円の増額、この項は合わせて155万円の増額を計上。

2 項林業費であります。1 目林業総務費は職員給与費32万6,000円の増額、2 目林業振興費は林道維持管理費132万2,000円の増、ほか1 件の組み替え。

3 項水産業費であります。1 目水産業総務費は職員給与費193万7,000円の減額、2 目水産業振興費は小袖海女センター建設事業費 1 億2,795万2,000円の増、ほか2 件の増、合わせて1 億3,145万4,000円の増額、3 目漁港管理費は組み替えのため補正額の増減はございません。4 目漁港建設費は職員給与費71万5,000円の増、ほか1 件の増、2 件の組み替え、合わせて1 億736万7,000円の増額。

22ページをごらん願います。この項は合わせて2 億3,688万4,000円の増額を計上いたしました。

以上です。

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を許します。

1 番梶谷武由君。

○1 番（梶谷武由君） 23ページの漁業集落防災強化事業1 億円ほどですが、これの中身の部分についてご説明をお願いします。

○議長（八重櫻友夫君） 大湊復興推進担当部長。

○復興推進担当部長（大湊清信君） これにつきましては、集団移転者の被災地の買取経費並びに集団移転地の宅地分譲に関わる売払った分の国庫返還金ということで、合わせて1 億665万2,000円ということになっております。

以上です。

○議長（八重櫻友夫君） 6 番木ノ下祐治君。

○6 番（木ノ下祐治君） 農業費、新規就農総合支援事業費これ50万ですが、この中身は。

○議長（八重櫻友夫君） 村上農林水産部長。

○農林水産部長（村上章君） ただいまのご質問にお答えをいたします。これは、青年就農給付金をいただいている方が農業をやめるということで国に返す返還金50万でございます。

以上です。

○議長（八重櫻友夫君） 17番城内仲悦君。

○17番（城内仲悦君） 海女センターですが、予定では来年の7月完成だというふうに伺ってましても、1 億2,700万という予算ですけども具体的には、例えばちょっと私構想を見てないんですがどのような構想なのか、もう設計が出たと思うんで、その内容をお聞かせいただきたいと思います。

機能的に、いわゆるあまちゃんブームの中でいろいろ観光客がふえているわけですが、その辺がどういった形で今回の建設事業の中で具体化されるのかお聞かせいただきたいというふうに思います。

あともう一つ、これは先の話ですけども、減反政策が国で見直しという方向にきてますが、久慈市の水田農業推進協議会の原資がたしか減反の関係の、あれは減反協力金みたいのが入ってきてそれがたしか原資になっていたというふうに思うんですが、それ自体原資が、減反政策の見直しによってこれまで推進協議会の母体を支えてきた原資が減ってくるような気がするんで、その辺の見直しはどのように考えてるかお聞かせください。

○議長（八重櫻友夫君） 澤里産業振興部長。

○産業振興部長（澤里充男君） それでは海女センターについてお答えを申し上げます。海女センターのまず構想といいますか、どういった形でということでございますけれども、鉄筋コンクリート造りの3階建てを予定しておりまして、延べ床面積は約270平米と考えております。

それで、3階建てでございまして、1階につきましては案内所とそれから多目的ホール、それから多機能トイレ等を備えつけたいというふうに考えておりますし、2階につきましては来場者の休憩室、いわゆる展示とかそういったものもあわせてやりたいというふうに考えております。

それから、海女さんの休憩室なり浴室というものを

2階のほうに設置したいというふうに考えております。

それから3階でございますけれども、3階につきましてはいわゆる食堂スペースということで考えておまして、食堂のスペース及び厨房のスペースというようなものが主なものになります。

さらに屋上につきましては、展望ができるような形にしたいというふうに考えているところでございます。

それから機能的に、あまちゃん効果を生かすためにということでございますが、建設はそういった形にするわけですが、これまでのドラマの中でいろいろ、例えば出てきましたそういった、何といいますかカフェ的な部分とかそういった観光客の皆さんが喜んでいただけるようなそういった形で使用といいますか、運営とか使用についてはしてまいりたいというふうに考えております。

具体的には、これからいろいろアイデアを出し合いながらつくってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○議長（八重櫻友夫君）** 城内議員さんにお伺いしますが、減反政策についてはどの欄の補正予算の項目に関連ですか。17番城内仲悦君。

**○17番（城内仲悦君）** 水田協の予算は議会を通らない予算なんですよね、実際問題。トンネルではなくて直接、直来てる予算、議会にはかわらんけども、しかし久慈市の農業政策を考えたとき農業総務費あたりでどこかで答えられるところがあるかなと思って聞いたんですが、答えないとすればあれだけ、ただでも議会の予算に乗らんけど、しかし必要な施策としてやってきたわけですよ。

そういった中で、やっぱりどっかで答えるべきなのかなあという、そういう国が政策転換するときに必要な原資はこの政策から生まれてきたわけ実際問題は。それが今後見通しが立たなくなってくるのかなというのがちょっと見えてきたもんで、その辺はどう農林水産部長は考えてるのかどうかその辺聞きたくて聞いてますので、そこはまあ考えてください。

もう1点、海女センターですがいわゆる身障者対策といいますか、3階建てで3階に食堂をつくらんってことでしょ。エレベーターみたいなのがあるのかどうかちょっと含めて聞きたいんです。

やっぱり観光客というのは健常者だけが来るわけじ

やなくて身障者も見えるわけですね。そうしたときに、やっぱり3階に今食堂という話だったわけですが、そういうところに使えるような、人数のいっぱい乗る必要はないと思うけどその辺のことも検討の視野に入ってるのか。

そうでないと、せっかく来ても屋上にも上れないという、来てみたはいいがなかなか行けなかったということはかえってショックを与えるというふうに思うんですがその点の、そこまで考えてるのか、せっかくだからその辺のことをお聞かせください。

**○議長（八重櫻友夫君）** 澤里産業振興部長。

**○産業振興部長（澤里充男君）** 海女センターの身障者対策ということでございますが、エレベーター自体はちょっと今回もなかなか厳しいものがありまして設置はしておりませんが、スロープ、いわゆる3階まで大きな緩やかな勾配をとったスロープを設置しております、それで各階に上れるような形の予定となっております。

以上でございます。

**○議長（八重櫻友夫君）** ただいまの城内議員さんの質問は一般質問で通告して質問したほうがいいというような政策ですんで、どうぞよろしく答弁をお願いします。村上農林水産部長。

**○農林水産部長（村上章君）** 久慈市水田再生協議会、いわゆる水田協と呼んでおりますが、これにかかる協議会の市単独事業のことでございますが、国は5年後には米の生産調整に直接かわらないということの影響で、その原資の分が入ってくるかどうかということになるかと思いますが、これはちょっと今現在詳細な情報がありませんで捉えていないところでございます。

以上です。

**○議長（八重櫻友夫君）** 6番木ノ下祐治君。

**○6番（木ノ下祐治君）** 森林整備事業費にかかわって、これ本来は一般質問でとり上げればよろしいかとは思いますが、今まきストーブの普及をしていただいているわけですよ。ここにかかわりまして、山の整備だけではただ切り捨てではまずいので、前にも一般質問でも城内さんだったか私だったか取り上げたと思うんですが、まき割機も予算化していただきたいなと思いますので、ご答弁をお願いいたします。

**○議長（八重櫻友夫君）** 外館副市長。

○副市長（外館正敏君） まき割機、これまでもご質問いただいておりますけれども、新年度予算の中で前向きに検討していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（八重櫻友夫君） 15番小倉建一君。

○15番（小倉建一君） 21ページの海女センターですが、先ほども澤里部長が答弁しておりましたが、水産業費で予算化されてるということで、前々からは観光のほうでやってたなという気がしましたが、財源の関係でこうなってるのかなと思っておりますが、この財源内訳はどうなってるかということ。

○議長（八重櫻友夫君） 澤里産業振興部長。

○産業振興部長（澤里充男君） 財源内訳でございますが、復興交付金基金繰入金とそれから市債ということでの財源でございます。

以上でございます。

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を打ち切ります。

7款商工費、説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原慶一君） 7款1項商工費であります。1目商工総務費は職員給与費1,503万6,000円の増額、3目観光費は観光客受入態勢整備事業費708万9,000円の増、ほか1件の増、4件の組み替え、合わせて1,358万9,000円の増額、この項は合わせて2,862万5,000円の増額を計上いたしました。

以上です。

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を許します。

13番小柳正人君。

○13番（小柳正人君） それでは、観光客受入態勢整備事業の具体的内容、それからあまちゃんハウス整備事業、これはたしかあまちゃんハウスは来年早々移転する計画だと前聞いたんですけども、もし決まっていればお聞きしたいと思います。

○議長（八重櫻友夫君） 澤里産業振興部長。

○産業振興部長（澤里充男君） 2点ご質問をいただきました。

1点目が、観光客受入整備事業費でございますが、これは緊急創出事業で行っている事業でございますが、内容はやませデザイン会議に観光のガイドさんという形をお願いしてる部分のところでございますが、契約期間ということで当初4月から12月ということで契約をさせてもらっておりましたけれども、そのところを3月まで延長をしたいということの経費でございます

す。

それから、あまちゃんハウスの整備費でございますが、まず内容でございますが、現在のあまちゃんハウスにつきましては店舗をお借りしてやってるわけですが、それにつきましては12月いっぱい契約期限が切れると。

そのところにつきましては、家主さんは次の予定が入っているということで、それで1月以降について新たに移転をして、リニューアルしながら進めていこうということでございます。

中身的には、この機に合わせまして内容を充実させながら、そして今の予定では久慈市の中央、十段通りのところで空き店舗を想定しているところでございます。そして、中身的には現在の広さよりは倍ぐらい、有効面積で倍ぐらいになるのかなというふうに捉えておりますし、中身的にも例えばタッチパネルによりますロケ地マップのようなもの、そういったものをシステム的に備えたいということでございますし、そのほかにジオラマとか記念撮影コーナーとかそういったものをつくりまして、いわゆるあまちゃん関係の観光、それぞれのロケ地、そういったものをそこに来れば情報を収集でき、そしてそれらを場所の位置とかそういったものの情報を発信できると。映像等を使いながらそういったものやっつけていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（八重櫻友夫君） 13番小柳正人君。

○13番（小柳正人君） 今現在あるのをちょっと、あまちゃんハウスとしては少し私も若干不本意なところありましたから、一つ充実したハウスをつくっていただきたいと思えます。

そこで、今商工会議所を中心としてシャッターに絵をかいてるわけなんですけども、ここにもあれですか、やっぱりシャッター閉めたときにはちゃんと立派な絵でもかかれるような計画とかそういうのはございますか。

○議長（八重櫻友夫君） 澤里産業振興部長。

○産業振興部長（澤里充男君） 海女絵につきましても予定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（八重櫻友夫君） 24番濱欠明宏君。

○24番（濱欠明宏君） 観光資源ブラッシュアップ事

業というこの内容についてお聞かせを願いたいと思います。

それから、きょう最終本会議ということでなかなか質問する機会がないのでここでちょっと質問させていただきたいと思うわけでありまして、いわゆる観光資源、大規模な事業者、誘致企業含めていきますとそれが一つの観光資源にもなる。例えば、枝成沢に今太陽パネルが出る、そうするとその辺も観光資源になる。

今回、募集をした平沢に対するこの観光パネルのこともやはり観光資源化されていると思うわけでありまして、16日に募集を締め切ったということがあります。この募集を締め切ったわけですけれども、この募集状況、結果についてお知らせを願いたい。

○議長（八重櫻友夫君） 澤里産業振興部長。

○産業振興部長（澤里充男君） 観光資源ブラッシュアップ事業でございますが、これは緊急雇用創出事業を使いまして、いわゆる市の直営で6人ほど臨時の職員さんを雇っております。

その中で、いわゆる観光案内とか観光の紹介、そういった今回の、今年度の観光客に対応するためにいろいろパンフレットを配ったり、それから送付したり電話の受け答え、そういったものをやっております。

以上でございます。

○議長（八重櫻友夫君） 晴山産業開発担当部長。

○産業開発担当部長（晴山真澄君） 拠点工業団地の太陽光の募集の状況ということですが、16日までに12社申し込みがありまして、ただ1社は現地を確認したところなかなか難しいということで、1社は辞退する予定になっていますので、現在のところ11社ということでございます。

以上でございます。

○議長（八重櫻友夫君） 24番濱欠明宏君。

○24番（濱欠明宏君） 非常に驚きました。12社の募集があったということですから、私は今回指定管理を見ている募集期間が30日から45日という期間。しかし、今回の募集要項では10日間という期間。その中で12社という、関心あるということについて非常に驚きを持ってのわけですけれども、市内あるいは市外、県内県外とあるわけですけれども、どんな状況なのかその辺をお知らせを願いたい。

もう一つ、先ほど副市長、予算の答弁をしたんです、

来年度の予算でまき割を対応したい。来年度は基本的には骨格的予算ということになってるわけでありまして、基本的には政策経費になろうかと思うんです、まき割機械は。そうすると、その辺は新年度の当初予算なのか補正にいくのかというあたりをもうちょっと一歩踏み込んで答弁お願いしたい。

○議長（八重櫻友夫君） 外館副市長。

○副市長（外館正敏君） 来年度予算というのは、新年度も補正も含めた考え方だというふうに理解をしていただきたいと思います。

○議長（八重櫻友夫君） 晴山産業開発担当部長。

○産業開発担当部長（晴山真澄君） 応募された事業者ということですが、県内県外さまざまな事業者が来ております。ホームページで出しておりますので、幅広く応募していただいているということですので、今回10日間ということなんですけれども、実質は12月2日から公募してホームページに上げておりますので、幅広く応募していただいたという状況となっております。

以上でございます。

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を打ち切ります。

8款土木費、説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原慶一君） 8款土木費1項土木管理費でございますが、1目土木総務費は職員給与費1,009万円の増額。

2項道路橋梁費でございますが、1目道路橋梁総務費は職員給与費736万3,000円の増額、2目道路維持費は道路維持補修経費129万円の増、ほか1件の増、合わせて290万8,000円の増額。

24ページをお願いします。3目道路新設改良費は職員給与費100万1,000円の増、ほか2件の増、合わせて4,461万円の増額、この項は合わせて5,488万1,000円の増額を計上。

3項河川費でございますが、1目河川改良費は職員給与費81万4,000円の増、ほか1件の組み替えを計上。

5項都市計画費でございますが、1目都市計画総務費は職員給与費64万1,000円の減、ほか1件の組み替え、2目街路事業費は職員給与費304万5,000円の減額、3目公共下水道費は公共下水道事業特別会計繰出金481万7,000円の増額、この項は合わせて113万1,000円の増額を計上。

6項住宅費でございますが、1目住宅管理費は職員給

与費150万2,000円の減額、2目住宅建設費は組み替えのため補正額の増減はございません。

26ページをお願いいたします。この項は合わせて150万2,000円の減額を計上いたしました。

以上です。

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を許します。

15番小倉建一君。

○15番（小倉建一君） 25ページ、都市計画総務費にかかわるわけですが、私は土木であり建築であり技師の皆さんはまじめで誠実、そしてまた図面も正確に書く人が多いなあというずっと経験をしてきました。

その中にあって、先ほどの防災公園のこの図面を比較した場合に、とてもそういう比較できないなという、子供でもわかるようなこの道路の流れが変わるとかってあるわけですが、しかもこの工法の図面は鉄道も道路も、あるいは等高線までも正確に書かれているわけですが、その中にあって大ざっぱなという話で同じようなもんだということにはどうも納得いかないなと思っておりますが、この図面をどなたが書いたのか、都市計画課の職員が書いたのか、そうでないのであればどなたが書いたのかお伺いしたいと思います。

○議長（八重櫻友夫君） 山内市長。

○市長（山内隆文君） この件については、先ほどご説明申し上げたとおりであります。その点をご理解をいただきます。

○議長（八重櫻友夫君） 15番小倉建一君。

○15番（小倉建一君） とりあえずこの図面を書いた人はどなたかなあという、あるいは、アジア航測の専門家が書いたのかなというのがありますが、そこを確認したいわけです。

○議長（八重櫻友夫君） 山内市長。

○市長（山内隆文君） お答えする必要はないと思っております。

以上です。

○議長（八重櫻友夫君） 17番城内仲悦君。

○17番（城内仲悦君） この8款土木費全体ですが、ほかの款はほとんど人件費がマイナス計上なってますけど、例えば総務費が1,000万の増ですね、給料と手当と共済。それから道路橋梁費も700万超えていますし、特別ふえた理由は何なのかお聞かせください、まず。

○議長（八重櫻友夫君） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原慶一君） ちょっとそういうふうなポイントに従った分析手元にご覧いただけますのであれですが、一応ご答弁なるかどうかわかりませんが、全体的に残業手当等につきましては、当初予算ではパーセンテージ計上して目標値掲げてますが、どうしても現実的には震災以降ふえてる状況にあります。

ただ、建設部におきましても、前年度比では大体ちょっと減ってるというふうな状況でございます。ですから、自分のところで恐縮なんですけど防災課等も半減程度になってきておりますので、超勤は例年ペースよりはまだまだ多いとは思ってますけれども、大分落ちてはきてるなとはそういうふうに思ってます。

建設部は、したがって残業手当等について職員手当の分がふえてるのかなとは思ってました。ちょっとポイントポイントに答えになってませんが恐縮でございます。

○議長（八重櫻友夫君） 17番城内仲悦君。

○17番（城内仲悦君） なかなかそういうポイントでは捉えてないから、答弁できないという答弁ですから、捉えてないのはいいです。

一つは、一般質問で市道認定のことについて聞いてるんですが、それでその市長答弁は来れば対応しますという答弁でございました。そこで、なかなか市道認定をする担当部、担当課というか、見てるとやっぱり人的に不足しているんじゃないかと思うんですね。

私、やっぱり市道というのは生活道ですから認定してもらって、除雪もしてほしい舗装もほしいというのは住民の皆さん思ってるわけですよ。ところが人的に数少ないとなかなか対応しきれない部分があるし、言ってもなかなか進まないというのが現にあるわけですね。

そういった意味で、本当に市民の要求に答えるといえますか、例えば市のほうから見たときにこの道路は市道認定もしてもいいなとかあったにしても、なかなか市のほうから動かないのが実態なんですよ。

だから、そういった意味ではもっとう市民のほうから行って相談して、積極的に対応していただいてやっぱり生活の水準を上げるといいますか、そういった地域の環境整備を水準上げるといいますか、そういった意味では本当にまだ積極的な対応になっていないというのが現実だと思います。

それはなぜかという、やっぱり人的体制がそこに

少し足りないなど気がしますので、そういった意味では市民のそういった願いに応えるためのやっぱり私はもっとそういったところの人材なり定数なりふやしていただいて、ぜひ市民の要望に応えていただきたいんですが、待ちの姿勢じゃなくてやっぱり来たら積極的に対応するというようなことで対応できないのかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（八重櫻友夫君） この際、本日の議事日程終了まで会議時間を延長いたします。

菅原総務部長。

○総務部長（菅原慶一君） これは3・11の大震災以来、時々出てくるご質問ご意見でございますけれども、これにつきましては議員ご案内のとおり、手前ども非常に腐心しております。

それで、条例改正といえますか定数条例につきましても改正いただきました。それで、それ以外にも専門的な知識、そういうものについて人材の確保につけてはいろいろ工夫はしてるつもりです。

それで、つもりだけでなく現実的に効果が出るかと言われればまだ足りないというふうにおっしゃるかもしれませんけれども、職員採用とかそういうふうなものに向けてもそういうふうにした、専門性に長けた職員そういうものを、正職員のみだけでなく嘱託とか期間雇用、臨時、いろんな面から努力はしてるつもりでございます。

いずれにつきましても、どこまでやっても1人でも多いほうが職員体制それは充実するかもしれませんけれども、そこはこの3年間に限っては人件費の云々というふうな話も私も申し上げたつもりはございません。復旧・復興期間につきましては、まずそれが第一と市長からいつも申し上げております。それにつきましては、職員体制についても極力配慮してるつもりではございます。

以上でございます。

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を打ち切ります。

9款消防費、説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原慶一君） 9款1項消防費であります。1目消防総務費は職員給与費1,135万2,000円の増額、2目非常備消防費は消防団員報酬885万6,000円の増、ほか1件の組み替えを計上、3目消防施設費は仮称まちなか交流館整備事業費114万3,000円を計上、この項は合わせて2,135万1,000円の増額を計上いたし

ました。

以上です。

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を打ち切ります。

10款教育費、説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原慶一君） 10款教育費1項教育総務費であります。2目事務局費は職員給与費551万6,000円の減、ほか1件の増、1件の財源更正、この項は合わせて484万6,000円の減額を計上。

2項小学校費であります。1目学校管理費は職員給与費198万8,000円の減、ほか3件の増、合わせて153万7,000円の増額、2目教育振興費は情報処理教育振興事業費100万円の減額、この項は合わせて53万7,000円の増額を計上。

3項中学校費であります。1目学校管理費は職員給与費41万9,000円の減、ほか4件の増、合わせて377万1,000円の増額。

28ページとなります。2目教育振興費は情報処理教育振興事業費100万円の増額、この項は合わせて477万1,000円の増額を計上。

4項社会教育費であります。1目社会教育総務費は職員給与費26万2,000円の減、ほか1件の組み替え、4目文化会館費は文化会館運営管理費656万円の増額、5目三船十段記念館費は職員給与費14万2,000円の増、ほか1件の増、合わせて65万1,000円の増額、この項は合わせて694万9,000円の増額を計上。

5項保健体育費であります。1目保健体育総務費は職員給与費673万8,000円の増額、3目学校給食費は職員給与費26万円の減額、この項は合わせて647万8,000円の増額を計上いたしました。

以上です。

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を許します。

10番桑田鉄男君。

○10番（桑田鉄男君） 27ページの山根小中の閉校記念事業実行委員会補助金にかかわるんですが、先ほどの委員長報告の中にも通学の支援バス、スクールバスですか、それに一般の人もいわゆる混乗をさせてほしいという要望があったということで報告をされましたが、その検討の状況はどういうふうになっているのか。

もう1点は、山根小中統合の際に校舎改築をしてまだまだ使える建物なわけでございますが、その閉校後



の利用についていろんな話が聞こえるわけですが、どういうふうな検討状況になっているのかについてお尋ねをします。

○議長（八重櫻友夫君） 中居総合政策部長。

○総合政策部長（中居正剛君） 山根小学校閉校に伴っての住民の混乗の件でございますが、市民バスを担当しておりますので私のほうからお答えさせていただきます。

16日に山根地区の説明会を開催いたしました。参加者は19名の方からいただきまして、その中で今9便3方面の運行をしておりますけれども、深田線については子供がいないということで、住民懇談会で8月10日に実施しておりますが、深田の方々からは深田線の廃止については了解しますというお話をいただいております。

そこで、16日の説明会においては横倉線について、山根支所それから郵便局に寄るような案で検討していただきたいという要望をいただいております。そうしますと、10分ぐらい出発時間を早めなければならないということになりますので、それについてはPTAの方々やと相談してから改めて相談したいと、決定したいという状況でございます。

その他につきましては、うちのほうから示しました案によって住民の方々からは了解をいただいているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（八重櫻友夫君） 小倉教育次長。

○教育次長（小倉隆喜君） 現校舎の廃校後の利用計画ということでございますけれども、現在までは小中学校の統合について地元と協議、随時進めてまいりました。その中で、これから先の再利用という話まではまだ進展してないところでございまして、今後地元と協議してまいりたいと考えております。

○議長（八重櫻友夫君） 17番城内仲悦君。

○17番（城内仲悦君） 文化会館のところで、需用費650万出てるようですが燃料費等、あるいは自動ドアの修理というふうには聞いてますけれども、一定年数たってきたわけですが、そういった意味では一般質問でもいろんな舞台装置とかさまざまリニューアルする時期に来てるんだというお話でしたが、たしかこの自動ドアというのは玄関のじゃないかなというふうに私思うんですが、その自動ドアについても相当数

あるわけですが、いわゆる基礎的な、建物の基礎の変化によって起きたんでなくて単なる消耗的なので起きた自動ドアの故障なのかどうか、その点お聞かせいただきたいと思います。

それから、これは先日北上のさくらホール10周年がありまして、そこに行く機会がありまして行ってきました。それで私びっくりしたのは、さくらホールの作り方が非常にユニークで、座席も真直ぐじゃなくて縦に曲がったりして非常にユニークな建物だなあと見てきましたが、実はそのときの中であそこにもオーケストラピットが久慈市と同じような形であるんですけど、そのオーケストラピットを使った形で大ホールでディナーショーをやるというんですね。

私びっくりして、そして担当から聞きましたら今回初めてだという話をしましたが、そういった形でもできんだなあというふうに思ったんですけども、そういった意味では他の文化会館でやれたから久慈市でできないわけないわけですが、そういった意味ではその辺のオーケストラピットの活用の仕方といいますか、あそこは板でふたもできるわけですから、そういった意味ではいろんな活用方法あるんだなあと感じてきたんですが、そういった意味では今さくらホールでやるようなディナーショーすぐやれとは言いませんけど、そういった活用方法も考えられたらというのを感じてきましたが、そういった意味では教育長なり、頭の中にそういった活用方法もあるんだなあということについては想像つくのかどうかお聞かせください。

○議長（八重櫻友夫君） 亀田教育長。

○教育長（亀田公明君） アンバーホールの活用方法について私のほうからお答え申し上げますが、あとは次長のほうからご答弁申し上げます。

さくらホールの利用方法については今お聞きしましたけども、アンバーホールはアンバーホールなりのしっかりとした特徴があるわけでございまして、音響これは国内でも有数、指折りの施設だというふうに思っております。

ディナーショーがそこで適切なのかどうか、これについては実は検討したことがございませんが、昨年度アンバーホールの活性化についてのご意見を委員の方々お願いして議論したわけでございますけれども、そういった中でもそこまでのお話はございませんでした。

これから先に、そういった活用方法があるのかどう

か含めて研究してみたいというふうに思います。

以上です。

○議長（八重櫻友夫君） 小倉教育次長。

○教育次長（小倉隆喜君） 文化会館運営費でございますけれども、ご指摘のとおり燃料費と修繕費でございます。

燃料費はA重油で、486万をお願いしてるものでございます。修繕費のほうは、ご指摘のとおり入り口の自動ドアでございまして、170万をお願いしてるところでございます。これにつきましては、土台基礎の部分ではなく機械的な部分の修繕となるものでございます。

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を打ち切ります。

次に、第2条、債務負担行為の補正説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原慶一君） 第2条、債務負担行為の補正につきましては、表によりご説明申し上げたいと思います。5ページをお開き願います。

第2表債務負担行為補正であります。路線バス運行事業ほか17件につきまして、表のとおり期間及び限度額を定めようとするものであります。

以上です。

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を打ち切ります。

次に、第3条、地方債の補正、説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原慶一君） 第3条、地方債の補正につきましては表によりご説明申し上げます。6ページをお願いいたします。

第3表地方債補正であります。歳出予算に関連して、水産振興施設整備事業を追加しようとするものであります。

以上です。

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

次に、討論であります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） 討論なしと認めます。

それでは採決いたします。議案第1号「平成25年度

久慈市一般会計補正予算（第4号）」は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（八重櫻友夫君） 起立全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

## 日程第9 議案第2号

○議長（八重櫻友夫君） 日程第9、議案第2号「平成25年度久慈市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

お諮りいたします。本案は、条ごと、歳入歳出別に説明を受け、審議を行うことにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

第1条、歳入歳出予算の補正、歳入、説明を求めます。小上建設部長。

○建設部長（小上一治君） それでは、議案第2号について、事項別明細書によりご説明申し上げます。10ページ、11ページをお開き願います。

2歳入であります。3款国庫支出金1項国庫補助金1目下水道事業費補助金は、事業費の確定見込みに伴い4,654万円の減額を計上いたしました。

4款繰入金1項1目一般会計繰入金は、久慈川湊町地区三陸高潮対策事業工事に係る用地の売払いに伴い補助金返還を要することから、その返還金に充てるため481万7,000円の増額を計上いたしました。

6款諸収入2項1目雑入は、消費税及び地方消費税還付金の確定により877万円の減、ほか1件の増、この項合わせて282万9,000円の減額を計上いたしました。

7款1項市債1目下水道事業債は、事業費の確定見込みにより2,980万円の減額、2目下水道高資本費対策借換債は9,520万円を追加計上、この項合わせて6,540万円の増額を計上いたしました。

以上です。

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を打ち切ります。

次に、歳出、給与費明細書を含め、説明を求めます。小上建設部長。

○建設部長（小上一治君） それでは14ページ、15

ページをお開き願います。

補正予算給与費明細書であります。特別職は嘱託職員の退職に伴い、報酬及び共済費を合わせて397万2,000円の減額を計上いたしました。

次に、一般職については、一般職の総括の比較欄でご説明申し上げます。給料につきましては、7月から実施された給与減額支給措置による減、職員手当につきましては、実績見込みによる増に伴い、給与費は380万5,000円の増、共済費は56万5,000円の減、合わせて324万円の増額を計上いたしました。

それでは前にお戻りいただきまして、12ページ、13ページをお開き願います。

3歳出であります。1款1項下水道管理費1目総務管理費は、職員給与費64万7,000円の増のほか、1件の増、合わせて73万1,000円の増額、2目施設管理費は嘱託職員報酬343万5,000円の減、ほか1件の増、合わせて335万8,000円の増額、この項合わせて408万9,000円の増額を計上いたしました。

2款下水道事業費1項下水道整備費1目管渠施設費は、職員給与費243万3,000円の増のほか1件の増と、所用の組み替えを行い、合わせて4,196万3,000円の増額、2目浄化センター施設費は1億2,070万円の減額、この項は合わせて7,873万7,000円の減額を計上いたしました。

3款1項公債費1目元金は、地方債元金償還金9,549万6,000円の増額を計上いたしました。

以上でございます。

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を打ち切ります。

次に、第2条、地方債の補正、説明を求めます。小上建設部長。

○建設部長（小上一治君） 4ページ、5ページをお開き願います。

第2表地方債の補正であります。下水道高資本費対策借換債について9,520万円を追加し、下水道整備事業についてその限度額を2,980万円減額し、3億6,480万円にしようとするものであります。

以上であります。

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

次に、討論であります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） 討論なしと認めます。

それでは採決いたします。議案第2号「平成25年度久慈市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（八重櫻友夫君） 起立全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第10 議案第3号

○議長（八重櫻友夫君） 日程第10、議案第3号「平成25年度久慈市水道事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

お諮りいたします。本案は、条ごとに説明を受け、審議を行うことにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

第1条、総則、説明を求めます。小上水道事業所長。

○水道事業所長（小上一治君） それでは、議案第3号「平成25年度久慈市水道事業会計補正予算（第1号）」についてご説明を申し上げます。

第1条、総則であります。平成25年度久慈市水道事業会計補正予算（第1号）」について、次の第2条から第4条のとおり定めようとするものであります。

以上であります。

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を打ち切ります。

次に、第2条、収益的収入及び支出、説明を求めます。小上水道事業所長。

○水道事業所長（小上一治君） それでは4ページ、5ページをお開き願います。

支出であります。1款上水道事業費1項営業費用1目原水及び浄水を361万5,000円、2目配水及び給水費を210万2,000円、4目総経費を1万8,000円、この項合わせて573万5,000円の増額を計上いたしました。

その内容は、電気料金単価の上昇に伴い浄水場、ポ

ンプ場など施設維持管理費が増加することなどによるものであります。

次に、2項営業外費用1目支払利息は、借換債の実施に伴い52万円の減額を計上いたしました。

次に、2款簡易水道事業費1項営業費用1目原水及び浄水費を、電気料金単価の上昇に伴い浄水場、ポンプ場など施設維持管理経費が増加することにより100万7,000円、2項営業外費用1目償還金は、精算見込みに伴い31万4,000円の増額を計上いたしました。

次に、3款営農飲雑用水給水受託事業費1項営業費用1目受託管理費は、電気料金単価の上昇に伴い、ポンプ場など施設維持管理経費が増加することにより31万円の増額を計上いたしました。

以上でございます。

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を打ち切ります。

次に、第3条、資本的収入及び支出、説明を求めます。小上水道事業所長。

○水道事業所長（小上一治君） それでは6ページ、7ページをお開き願います。

収入であります。1款資本的収入は1項企業債1目企業債に借換債の実施に伴い2,470万円の増額を計上いたしました。

支出であります。1款資本的支出1項建設改良費3目営業設備費にパーソナルコンピューター購入費用など69万5,000円の増額を計上いたしました。

次に、2項企業債償還金1目企業債償還金は、借換債の実施に伴い2,507万8,000円の増額を計上いたしました。

なお、今回の補正で資本的収入が資本的支出に不足する額2億136万4,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金等で補填しようとするものであります。

以上であります。

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を許します。17番城内仲悦君。

○17番（城内仲悦君） 今回の借り替えによって、いわゆる利息そのものがどの程度減額なってるのかお聞かせいただきたいと思っております。

いつも不思議に思うんですが、企業債を起すときに利息は全て5%以内というふうに、一般会計もこの制度もそうなんですけど、実際借換債、借り替えを起

こしたときのパーセンテージは現時点幾らになってるのか、利率についてもお聞かせください。

○議長（八重櫻友夫君） 小上水道事業所長。

○水道事業所長（小上一治君） まず1点目の、その借換債につきましての費用の減額というふうなお言葉でございますが、借換債に伴って約550万円の減と申しますか、が生じるということでございます。

以上でございます。

○議長（八重櫻友夫君） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原慶一君） 一般会計も通じてということで、普通債についても同じように上水道企業債もやっておりますので、私のほうから答弁させていただきます。

いずれ現在一般会計、それから特別会計、企業債、これはもう全て貸付の上限を5%以内というふうにご説明申し上げてます。これは、以前の城内議員さんもお存じのとおり昔は8%とか10%の時代もございました。その際にも、手前どもは貸付条件として8%以内とかそういうふうに設定したわけですが、ほとんど利率は落ちてきてます。

それで、なぜ5%にしているかといえば、実効の今貸付利率等はお案内のとおり1%前後等もでございます。ただ、現実的に5%がおおむね、ちょっとこれ国の方針によってずれるときもありますけれども、5%以上を最近まで高比率、いわゆる比率が高いということで借換債を政府資金等は許可するような制度もございました。

ということで、私どもはおおむね5%が当面の、どんなに市場の比率が変動しようとも最高の比率でやろうと、そこまですべて設定していけば間違いはないというアッパーリミットという意味で5%を設定しているものでございます。これが、また経済情勢によって変わる場合には検討し直さなきゃならんと、そういうふうには思ってます。

以上です。

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を打ち切ります。

次に、第4条、企業債、説明を求めます。小上水道事業所長。

○水道事業所長（小上一治君） それでは2ページをお開き願います。

第4条企業債についてご説明申し上げます。借換債2,470万円を追加し、表のとおりしようとするもので

あります。

以上でございます。

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

次に、討論であります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） 討論なしと認めます。

それでは採決いたします。議案第3号「平成25年度久慈市水道事業会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（八重櫻友夫君） 起立全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第11 発議案第16号

○議長（八重櫻友夫君） 日程第11、発議案第16号を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案は各会派共同提案でありますので、会議規則第37条第3項の規定及び先例により、議事の順序を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

それでは採決いたします。発議案第16号「所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出について」は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（八重櫻友夫君） 起立全員であります。よって、発議案第16号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第12 発議案第17号

○議長（八重櫻友夫君） 日程第12、発議案第17号「特定秘密の保護に関する法律の拙速な成立に抗議し法律の抜本的な見直しを求める意見書の提出について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。1 榎谷武由君。

○1番（榎谷武由君） 特定秘密保護法に反対する請願が採択されなかったことは大変残念です。

特定秘密保護法の重要性にかんがみ、当議会として意見書を提出していただきたいので提案する次第です。

発議案第17号「特定秘密の保護に関する法律の拙速な成立に抗議し法律の抜本的な見直しを求める意見書の提出について」、提案者を代表し、提案理由をご説明申し上げます。

この法律は、行政機関の長が指定した特定秘密を漏らしたのものや、特定秘密を聞き出そうとしたものまで厳罰に処せられることとなっておりますが、何が特定秘密かさえ明らかになっていません。行政機関の長が指定した特定秘密の項目が妥当か否かのチェックについても、内閣府の中に設けられる予定になっており、第三者によるチェックが必要と考えます。

また、特定秘密にかかわる本人のみでなく、家族等の病歴や経済状態もチェックされることになっており、プライバシーの侵害の恐れもあります。国民の知る権利が奪われ、個人情報損なわれるなど、多くの問題をかかえているこの法律の抜本的見直しが必要と考えます。

これまでに、日本弁護士連合会をはじめ、報道関係者、出版業界など、多くの団体、個人が反対の意思表示を行っています。岩手県議会でも、12月9日に「特定秘密の保護に関する法律の拙速な成立に抗議し法律の抜本的見直しを求める意見書」が可決しました。

国民の多くの声に耳を傾けず、拙速に制定されたことはまことに遺憾であり、この法律の抜本的見直しが必要と考えます。

以上を申し上げ、提案理由といたします。各議員のご賛同をお願い申し上げます。

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を打ち切ります。

次に、討論であります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） 討論なしと認めます。

それでは採決いたします。発議案第17号「特定秘密の保護に関する法律の拙速な成立に抗議し法律の抜本的な見直しを求める意見書の提出について」は、原案のとおり賛成する諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（八重櫻友夫君） 起立多数であります。よって、発議案第17号は可決されました。

日程第13 議員派遣の件

〇議長（八重櫻友夫君） 日程第13、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び久慈市議会会議規則第120条の規定に基づき、大船渡市で開催の平成25年度岩手県市議会議長会第2回定期総会に、副議長下館祥二君を平成26年1月16日から17日まで派遣することにいたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長（八重櫻友夫君） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は可決されました。

閉会

〇議長（八重櫻友夫君） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

これをもって、本日の会議を閉じ、第14回久慈市議会定例会を閉会いたします。

午後5時30分 閉会